

第26回通常総代会

■と き：令和6年6月22日(土)

午前10時

■ところ：コスモアイル羽咋 大ホール

一 次 第 一

1. 開 会
2. 組 合 長 挨拶
3. 表 彰
4. 来 賓 祝 辞
5. 総代会成立宣言
6. 議 長 選 任
7. 書 記 指 名
8. 議 事
9. 議 長 退 任
10. 閉 会

目 次

ごあいさつ	2
総代会に対する理事の提出書	3
第26回通常総代会提出議案	4
■第1号議案 第26年度(令和5年度)事業報告 及び剰余金処分案の承認の件	5
●報告事項1 第26年度(令和5年度)貸借対照表、 損益計算書、注記表、附属明細書について ...	5
I 事業報告	6
1. 組合の事業活動の概況に関する事項.....	6
(1)当該事業年度の末日における主要な事業 活動の内容と成果	6
(2)当該事業年度における事業の経過	8
(3)財務・事業成績の推移	10
(4)単体自己資本比率	10
(5)対処すべき重要な課題	10
(6)その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項 ...	11
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	13
(1)総代会の開催状況	13
(2)組合員の状況	14
(3)役員の状況	15
(4)会計監査人の状況	15
(5)職員の状況	15
(6)組織の構成	16
(7)施設の設置状況	17
(8)子会社等の状況	18
II 事業報告の附属明細書	19
III 貸借対照表(報告事項1)	20
IV 損益計算書(報告事項1)	22
V 注記表(報告事項1)	24
VI 計算書類の附属明細書(報告事項1)	33
1. 貸借対照表等の附属明細書	33
(1)組合員資本	33
(2)固定資産	34
(3)外部出資	34
(4)引当金等	35
(5)子会社等との取引並びに子会社等に対する 金銭債権及び金銭債務	35
(6)事業管理費の明細	36
VII 剰余金処分案	37
VIII 独立監査人の監査報告	38
IX 監事監査報告	41
X 部門別損益計算書	43
XI 事業別の明細	44
■第2号議案 第27年度(令和6年度)事業計画の設定の件 ...	49
○第27年度(令和6年度)事業計画について	50
・基本方針	50
・営農部門	51
・経済部門	55
・信用部門	56
・共済部門	58
・福祉部門	59
・経営管理・総務人事部門	60
・監査部門	60
○自己改革工程表	61
○固定資産処分計画物件	64
○総合収支計画	65
■第3号議案 定款および定款附属書総代選挙規程の一部変更の件 ...	67
■第4号議案 理事及び監事の報酬に関する件	70
●報告事項2 J Aバンク基本方針の変更について	71
●報告事項3 株式会社J Aサービスの営業報告について	83
●報告事項4 株式会社J Aアグリはくいの営業報告について ...	84

ごあいさつ

組合員の皆様へ



代表理事組合長 山本 好和

さわやかな初夏の季節となり、組合員の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のことと謹んでお慶び申し上げます。

日頃は、当ＪＡの事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、令和６年能登半島地震で被災された全ての方々に改めてお見舞いを申し上げます。

そして、この被災にあたりまして、県内外のＪＡ関係者や取引先様方から被災地に対しまして、励ましのお言葉や貴重なご支援を頂きましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

復旧・復興には息の長い取り組みが必要ですが、地域の皆様と一体となって農業と生活の復活に向けて全力で取り組む所存でございます。

さて、ロシアのウクライナ侵攻が継続されるなか、更にはイスラエル・パレスチナ紛争で情勢不安が増大しており、エネルギーや食料等で世界中が混乱したため国内の農業分野においても生産資材や飼料をはじめ、あらゆるもののコストが増加いたしました。

このような情勢のもと、政府は、食料安全保障を強化するため「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を策定し、「食料・農業・農村基本法」の改正と関係施策の具体化に向けた検討を進め、今通常国会での改正を目指しています。農政の大きな転換期にあたりＪＡグループでは、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成の実現と国民理解の醸成・行動変容など、将来を見通した基本農政を確立すべく強く要請してまいりました。また併せて、国民が必要とし消費する食料は出来るだけその国で生産するという考えのもと、国民の理解に向けて「国消国産」というメッセージを発信し、ＪＡグループ一丸となって努めてまいりました。

このようなＪＡを取り巻く厳しい環境のなか、令和５年度の事業利益は１億９０百万円、当期剰余金２億１０百万円を確保することができました。これもひとえに組合員・地域の皆様方のご支援・ご協力の賜物と厚く感謝を申し上げる次第です。

これからも「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」を目標に、組合員・地域の皆様との対話による「不断の自己改革」を実践してまいります。

結びにあたり、皆さまの更なるご繁栄をご祈念申し上げますと共に、なお一層のご協力とご支援をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

総代会に対する理事の提出書

第26回通常総代会に別紙のとおり、議案を提出します。

令和6年6月22日

はくい農業協同組合

代表理事組合長	山	本	好	和
代表理事常務	坂	野	保	正
代表理事常務	澤	田	英三郎	
理事	村		桂	司
理事	村	田	文	彦
理事	勝	田	永	彦
理事	中	村	澄	江
理事	杉	中	由美子	
理事	野	村	清	志
理事	村	上	久	志
理事	土	上	弘	之
理事	大	窪	哲	夫
理事	山	上	真	美
理事	猪	俣		大
理事	柘	谷	武	史
理事	宮	本	稔	也
理事	原		雅	幸
理事	金	曾	新太郎	

第26回通常総代会提出議案

第1号議案

第26年度（令和5年度）事業報告及び剰余金処分案の承認の件

第2号議案

第27年度（令和6年度）事業計画の設定の件

第3号議案

定款および定款附属書総代選挙規程の一部変更の件

第4号議案

理事及び監事の報酬に関する件

報告事項1

第26年度（令和5年度）貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書並びに会計監査人及び監事の監査報告について

報告事項2

J Aバンク基本方針の変更について

報告事項3

株式会社J Aサービスの営業報告について

報告事項4

株式会社J Aアグリはくいの営業報告について

報告事項1

第26年度(令和5年度)
貸借対照表、損益計算書、
注記表、附属明細書について



I 事業報告

第 26 年 度

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

1 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和5年度は、1月に発生した能登半島地震の影響により、石川県内は甚大な被害を受けました。現在、行政・系統団体と連携し、施設等の復旧・復興へ向けて取り組んでいるところです。

社会情勢としては新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和が進み、経済社会活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移した一方で、不安定な世界情勢の影響などから資源価格や原材料価格は高止まりしており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、国内農業では生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、生産資材の高騰により農業経営は厳しさを増しており、我が国の食料安全保障の土台が揺らいでおります。

このような中、当組合においては肥料価格高騰への対策や生産基盤の維持に努めてまいりました。

また、今年度は第39次JAグループ石川基本戦略が2年目を迎え、初年度に引き続き組合員の声に基づき「不断の自己改革のさらなる進化」を目指し、先の総代会にて決議いただいた自己改革工程表に基づいて実践を進めてまいりました。

一方、リスク管理委員会での協議を通じてリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の機能発揮により役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。

これらの結果、収支面では事業利益が1億9,003万円（計画比287.4%：1億2,391万円増）、経常利益は2億8,004万円（計画比201.2%：1億4,082万円増）、当期剰余金は2億1,024万円となり、本年度の事業計画を達成することができました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

販売事業では、農業経営が厳しさを増す中で、農業者に対する、経営支援の強化、営農指導体制の確立と実践を目指し事業に取り組んでまいりました。

水稻では、コシヒカリにおいて出穂期直後の異常な高温の影響から、登熟歩合が低下したうえ、その後も高温が続き、降水量も少なく、乳白米が発生し品質低下となりました。1等米比率でも前年を下回る87.6%となりました。しかしながら、取扱高では、需給改善が見込まれる中、仮渡金では令和4年産に引き続き、主食用米700～1,000円/俵程度上昇するなど、価格の持ち直しから、計画を上回る13億8,147万円（計画比110.1%：1億2,657万円増）となりました。

すいかでは、病果等に注視し品質管理の徹底に努めたものの、7月中旬に降雨が続いたことにより一部圃場で疫病や炭疽病が発生しました。販売につきましては、一部市場から、市場に着いた段階や、店頭に並ぶ頃に疫病や炭疽病が発生するといった報告もありましたが、気温の上昇とともに消費が活性化し、単価も上昇したため、出荷期間を通して前年並みの高価格で推移することとなり、取扱数量で65,635箱（計画比72.9%）と計画を下回ったものの、販売金額で2億2,574万円（計画比100.3%：74万円増）と計画を上回る実績となりました。

秋冬だいこんでは、生理障害による品質低下や、害虫被害等が確認されたものの、8月の高温と干ばつの影響により全国的に生育不良となり、品薄状態が続いたため、取扱量で50,735箱（計画比72.4%）と計画を下回ったものの、販売金額では7,008万円（計画比100.1%：8万円増）と計画を上回る実績となりました。

購買事業では、「農家所得向上」を最優先にした持続可能な事業を展開し、安心して未永く利用できるサービスの提供を目指し取り組んでまいりました。

肥料では、原料の国際市況が低調に推移したことやロシア品が安値で取引されたこともあり、価格が下落し、販売価格も値下がりすることとなりました。しかしながら、依然として高い水準であり、厳しい農業情勢を踏まえ、省力化資材及び担い手ニーズに対応した低価格資材の普及拡大、また特別価格対策等を実施したことにより、満車直送の取扱は昨年を上回る数量でしたが、取扱高は2億3,924万円（計画比93.2%：1,746万円減）と計画を下回る結果となりました。

JAグリーンでは、店舗をリニューアルし食料品の販売体制の強化を図ったことにより、取扱高は前年実績、計画額を上回る実績となりましたが、肥料・農薬での満車直送や、大型直送規格品への転化により販売数量が減少となり、JAグリーン全体での取扱高は2億1,378万円（計画比91.5%：1,991万円減）と計画を下回りました。

自動車部門では、世界的な半導体不足の解消に伴い、新車の供給遅延が解消されつつあるものの、近年の物価上昇による車両価格の高騰、低価格帯の中古車不足等の影響による供給量の低下が見受けられ、自動車フェア等によりアプローチをしたものの、販売台数は計画を大きく下回る実績となりました。

石油部門では、各種イベント、QR決済、SNSによる割引クーポン等、利用者の利便性向上と他社との差別化を図り、来客数は前年度を上回る実績となり、取扱高、手数料共に計画を上回る実績となりました。しかしながら、暖冬に加え、能登半島地震により一般家庭向けの灯油配送の取扱が減少し、取扱数量は計画を下回る実績となりました。

家庭燃料部門では、原油価格の高騰、円安の影響により、高値で卸売価格が推移したことに加え、能登半島地震の影響により、1月以降は32件の減少となり、年間通しての利用者は56件減の1,311件となりました。石川県からの価格高騰対策事業助成金があった事により概ね計画どおりの実績となりました。

信用事業では、組合員、利用者に信頼され地域に密着した金融機関を目指し、「質の高い金融サービスの提供」による利用者満足度の向上に努めてまいりました。

貯金部門では、相続や、新NISA制度に伴う投資による流出がありましたが、定期貯金を中心にキャンペーンを展開し、獲得強化に取り組んだ結果、残高は698億4,033万円（計画比101.9%：13億2,693万円増）と計画を上回る結果となりました。

また、貸出金につきましては、住宅ローンを中心とした、マイカーローン等個人向け貸出が堅調に推移した結果、残高は113億1,657万円（計画比100.8%：8,517万円増）と計画を上回りました。

共済事業では、「3Q活動」や「あんしんチェック」による保障点検と世帯保障拡充への取り組みにあわせて、地域利用者ニーズに即した「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を心がけて普及推進活動を展開しました。

この結果、新契約実績は、推進ポイント換算（※）で6,605,001ポイント（計画比100.7%：47,001ポイント増）と計画を上回りました。

（※）「推進ポイント」は共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

<新契約高等>

満期・終身共済金額合計	2,075,345	千円
保障共済金額合計	13,449,268	千円
新規共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	253	人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	155	人
年金共済	38	人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

<保有高等>

満期・終身共済金額合計	49,237,488	千円（対前年比 96.3%）
保障共済金額合計	209,677,116	千円（対前年比 96.5%）
医療系共済 入院共済金額合計	39,003	千円（対前年比 87.6%）
治療共済金額合計	632,519	千円
認知症共済 認知症共済金額合計	289,200	千円
介護系共済 介護共済金額合計	2,997,187	千円（対前年比126.3%）
生活障害共済 生活障害共済金額	1,253,800	千円（対前年比105.3%）
生活障害年金金額	63,200	千円（対前年比109.5%）
特定重度疾病共済 共済金額合計	790,400	千円（対前年比108.2%）
年金共済 年金年額合計	2,401,820	千円（対前年比 99.4%）
自動車共済 共済掛金合計	420,362	千円（対前年比101.4%）
共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	15,246	人
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	11,441	人
年金共済	3,349	人

福祉事業では、利用者一人ひとりの想いに寄り添い、自分らしい暮らしの支援に向けて事業に取り組みました。

今年度は、令和5年5月より、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、利用者、職員に感染が発生したため、1年を通して、利用者・職員の確保に苦戦することとなりました。また、1月の能登半島地震の影響により、休業や時短営業を余儀なくされ、被災した中での勤務となり、精神的にも負担が大きくなりました。

こうした中で、福祉事業全体の取扱高は、1億9,163万円（計画比88.0% 2,606万円減）と計画を下回る実績となりました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

期日	内 容	期日	内 容
【4月】		【8月】	
1日	ホームページリニューアル	17日	シャインマスカット初出荷
9日	第十期のと里山農業塾 開塾式	21日	第3回監事会
12日	JAグリーンはくい 野菜苗入荷	21日	第6回理事会
15日	春の農繁期対応 農機センター ～5月14日	22日	学校農園 稲刈り（とき保育園）
18日	羽咋市DC 18周年記念行事	23日	令和5年産米初検査
21日	財務管理委員会	27日	黒いちじく初出荷
21日	営農経済委員会	【9月】	
21日	金融共済委員会	1日	多機能ホーム 10周年記念式典
21日	総務福祉委員会	4日	学校農園 稲刈り（こすもす保育園）
22日	春の農繁期対応 JAグリーンはくい ～5月7日	7日	星稜中学校 農業体験
24日	学校農園 田植え（とき保育園）	7日	女性部 パケツ稲刈り（余喜保育所）
24日	みのり監査法人決算監査 ～26日 5月18日～20日	9日	たんぽぽDC パケツ稲刈り
28日	第9回監事会	12日	学校農園 稲刈り（西北台小学校）
28日	第1回理事会	13日	学校農園 稲刈り（相見小学校）
【5月】		14日	女性部 パケツ稲刈り（西北台保育所）
1日	そさい部会 能登すいか栽培講習会	19日	自然栽培米 刈り取り
9日	担い手青年部 直播栽培播種実演会 ～10日	27日	第7回理事会
9日	学校農園 田植え（こすもす保育園）	28日	サンゴミズキ初出荷
10日	学校農園 田植え（西北台小学校）	【10月】	
11日	たんぽぽDC パケツ稲田植え	2日	棚卸監事監査
12日	学校農園 野菜苗の定植（邑知中学校）	3日	学校農園 稲刈り（邑知小学校）
25日	学校農園 田植え（邑知小学校）	3日	直売所の日 おにぎり配布（羽咋工業高校）
25日	第10回監事会	6日	大根初出荷
26日	学校農園 田植え（樋川小学校）	11日	学校農園 稲刈り（樋川小学校）
【6月】		21日	農機・自動車フェア&JAグリーン秋の収穫祭り ～22日
1日	学校農園 田植え（相見小学校）	25日	財務管理委員会
2日	第11回監事会	25日	大麦播種実演会
2日	第2回理事会	26日	上期監事監査 ～27日
8日	JAグリーンはくい 農産物壁画パネル（羽咋工業高校）	31日	第4回監事会
8日	第12回監事会	31日	第8回理事会
8日	第3回理事会	【11月】	
9日	女性部 パケツ稲（余喜保育所）	3日	第7回組合長杯ゴルフコンペ
9日	押水花木部会 市場関係者が視察（オタフクナンテン）	13日	共済友の会総会 ～14日
10日	農機・自動車フェア ～11日	26日	ペイント柳初出荷
10日	JAグリーンはくい リニューアルオープン	27日	国に共乾施設再編整備支援に係る要望書提出
10日	女性部 パケツ稲（西北台保育所）	27日	貯蔵シャインマスカット初出荷
12日	新店舗オープン1周年記念キャンペーン ～8月31日	29日	第5回監事会
15日	年金感謝デー ～16日	30日	県に共乾施設再編整備支援に係る要望書提出
24日	第25回通常総代会	【12月】	
24日	第4回理事会	5日	エアリーフローラ初出荷
24日	第1回監事会	8日	切り花葉ボタン初出荷
26日	スモモ初出荷	11日	神子原くわい初出荷
27日	JAはくい年金友の会 総会（宝達志水支部）	27日	第9回理事会
29日	JAはくい年金友の会 総会（羽咋支部）	【1月】	
【7月】		9日	能登半島地震による損害調査開始
2日	デラウェア初出荷	29日	能登半島地震による農地等復旧に向けた関係機関との協議
3日	のと里山自然栽培部会 給食食材提供（とき・邑知）～11月	30日	第6回監事会
7日	能登すいか初出荷 生産者激励会	30日	第10回理事会
9日	年金相談会（羽咋支店）	【2月】	
18日	能登すいか 学校給食提供（宝達志水町）	2日	JAグリーンふれあい産直市 総会
19日	宝達支店 能登すいか産直市（26日）	9日	営農座談会
20日	終活・相続セミナー（本店、宝達支店）	10日	自動車ビッグフェア ～11日
20日	能登すいか 学校給食提供（羽咋市）	14日	大麦現地検討会
23日	年金相談会（宝達支店）	17日	JAグリーン味噌づくり実演会
25日	第25回JAはくい年金友の会グラウンドゴルフ大会	【3月】	
26日	ルビーロマン生産者激励会	2日	第十期のと里山農業塾 閉塾式
28日	第2回監事会	21日	総務福祉委員会
28日	第5回理事会	21日	営農経済委員会
31日	大麦栽培講習会	22日	財務管理委員会
【8月】		22日	金融共済委員会
9日	いちじく初出荷	29日	第7回監事会
13日	年金感謝デー 16日	29日	第11回理事会
16日	ぶどう産直市 宝達支店 23日、30日		

1年のあゆみ



5月 野菜苗の定植
(邑知中学校)



6月 JAグリーン
農産物壁画パネル
(羽咋工業高校)



6月 スモモ初出荷



7月 能登すいか初出荷



7月 年金友の会
グラウンドゴルフ大会



8月 令和5年産米 初検査



9月 学校農園 稲刈り
(相見小学校)



10月 農機・自動車フェア&
JAグリーン秋の収穫祭り



10月 大麦播種実演会



11月 ペイント柳初出荷



12月 エアリーフローラ初出荷



12月 神子原くわい初出荷

(3) 財務・事業成績の推移

(単位：円)

区 分	項 目	第23年度 (令和2年度)	第24年度 (令和3年度)	第25年度 (令和4年度)	第26年度 (当期)
財 務	事業利益	179,862,346	247,922,228	195,164,967	190,039,410
	経常利益	276,372,667	338,594,615	278,132,627	280,044,628
	当期剰余金	207,345,926	113,605,460	199,862,158	210,247,881
	総資産	73,925,492,372	74,584,962,662	75,285,031,220	77,839,240,826
	純資産	6,634,937,159	6,578,527,119	6,539,538,215	6,542,047,699
信 用 事 業	貯金	65,947,434,895	66,801,161,773	67,519,488,592	69,840,336,265
	預金	52,791,271,786	53,005,202,191	53,295,122,623	55,175,890,020
	貸出金	10,648,434,412	10,647,873,722	11,109,367,501	11,316,573,069
	有価証券	3,645,430,000	4,484,940,000	3,929,900,000	4,378,010,000
	国債	2,203,450,000	2,341,180,000	2,012,970,000	2,587,530,000
	その他	1,441,980,000	2,143,760,000	1,916,930,000	1,790,480,000
共 済 事 業	長期共済保有高(千円)	236,188,224	227,390,798	217,193,834	209,677,116
	短期共済新契約掛金(千円)	484,696	485,871	480,998	480,866
購 買 事 業	購買品取扱高	2,369,536,283	2,386,043,358	2,535,236,710	2,494,101,867
販 売 事 業	販売品取扱高	2,440,134,585	2,115,575,822	2,178,283,585	2,240,377,283
保 管 事 業	事業収益	18,464,108	30,337,663	27,936,558	31,526,397
利 用 事 業	事業収益	250,660,193	236,983,001	238,794,589	246,811,449

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 24.93% (令和6年3月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

●事業機能の強化

経営の健全性の確保と透明性の向上

不良債権の回収を進め経営の健全化をはかるとともに、内部留保の充実等によって自己資本比率の引き上げをはかります。また、新BIS規制に対応し、リスク管理態勢の強化・向上をはかります。

あわせて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の自主的实施やホームページや各種SNSを通しての開示など、組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、組合の透明性を高めます。

(6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

●業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

J Aの地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善への取り組みを実践している。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報に係る管理体制を整備するとともに、関係規程の適正運用に向けた自店検査や内部監査による検証手続等をもとに適切な情報管理に努めている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともにコンプライアンス委員会・財務管理委員会等を適時に開催し理事会に報告している。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取り組み状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。

職員研修の実施や専門資格の取得を進め、職員の能力を引き出すための目標管理制度等をあわせて、中長期的な視点での人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

イ 第25回通常総代会

令和5年6月24日 午前10時30分より開催

総代会日現在総代数		500名
出席総代数	実際に出席した総代	203名
	代理人（委任状）	一名
	書面	178名
	計	381名
出席准組合員数		一名

重要な議事及び決議事項

第1号議案	第25年度（令和4年度）事業報告及び剰余金処分案の承認の件
第2号議案	第26年度（令和5年度）事業計画の設定の件
第3号議案	共同乾燥調製施設再編整備計画の件
第4号議案	J Aグリーンはくいの㈱ジャコム石川への経営移管の件
第5号議案	定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更の件
第6号議案	役員の選任の件
第7号議案	理事及び監事の報酬に関する件
報告事項1	第25年度（令和4年度）貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書並びに会計監査人及び監事の監査報告について
報告事項2	JAバンク基本方針の変更について
報告事項3	株式会社J Aサービスの営業報告について
報告事項4	株式会社J Aアグリはくいの営業報告について

(2) 組合員の状況

イ 組合員数

(単位：組合員数)

資 格 区 分			前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末
正 組 合 員	個 人		4,783	51	147	4,687
		う ち 女 性	1,284	17	30	1,271
	法 人	農事組合法人	16	—	—	16
		その他の法人	36	2	—	38
	計		4,835	53	147	4,741
准 組 合 員	個 人		4,336	79	97	4,318
		う ち 女 性	1,746	33	37	1,742
	団 体 等	農業協同組合	—	—	—	—
		農事組合法人	—	—	—	—
		その他の団体	74	2	4	72
	計		4,410	81	101	4,390
合 計			9,245	134	248	9,131

ロ 出資口数

(単位：口)

資 格 区 分			前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末
正 組 合 員	個 人		188,253	3,787	7,228	184,812
	法 人	農事組合法人	201	—	—	201
		その他の法人	744	2	—	746
	計		189,198	3,789	7,228	185,759
准 組 合 員	個 人		80,390	4,048	1,382	83,056
	団 体 等	農業協同組合	—	—	—	—
		農事組合法人	—	—	—	—
		その他の団体	1,719	4	19	1,704
	計		82,109	4,052	1,401	84,760
処 分 未 済 持 分			684	974	684	974
合 計			271,991	8,815	9,313	271,493
摘要 (1) 出資 1 口金額						
			5,000円			
(2) 当期末払込済出資総額						
			1,357,465,000円			

(3) 役員の状況

役員の氏名及び役職等

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	山本 好和	常 勤	有	認定農業者
代 表 理 事 常 務	坂野 保正	常 勤	有	金融・共済担当、学識経験
代 表 理 事 常 務	澤田英三郎	常 勤	有	営農・経済・福祉・総務・ 審査担当、学識経験
理 事	村 桂司	非常勤	無	実践的能力者
理 事	村田 文彦	非常勤	無	実践的能力者
理 事	勝田 永彦	非常勤	無	認定農業者
理 事	中村 澄江	非常勤	無	
理 事	杉中由美子	非常勤	無	女性組織代表
理 事	野村 清志	非常勤	無	認定農業者
理 事	村上 久志	非常勤	無	
理 事	土上 弘之	非常勤	無	
理 事	大窪 哲夫	非常勤	無	
理 事	山上 真美	非常勤	無	
理 事	猪俣 大	非常勤	無	認定農業者
理 事	榎谷 武史	非常勤	無	認定農業者
理 事	宮本 稔也	非常勤	無	認定農業者
理 事	原 雅幸	非常勤	無	青年組織代表
理 事	金曾新太郎	非常勤	無	認定農業者
代 表 監 事	中西 智彦	非常勤		
常 勤 監 事	上野 浩幸	常 勤		学識経験
監 事	森田 克秀	非常勤		
監 事	上月 正美	非常勤		
監 事	山崎 和広	非常勤		
員 外 監 事	宮島 勝	非常勤		

注1. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が業務として行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に組合員又は第三者から損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）を補償する保険です。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。当該保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当組合が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であります。

(5) 職員の状況

(単位：人)

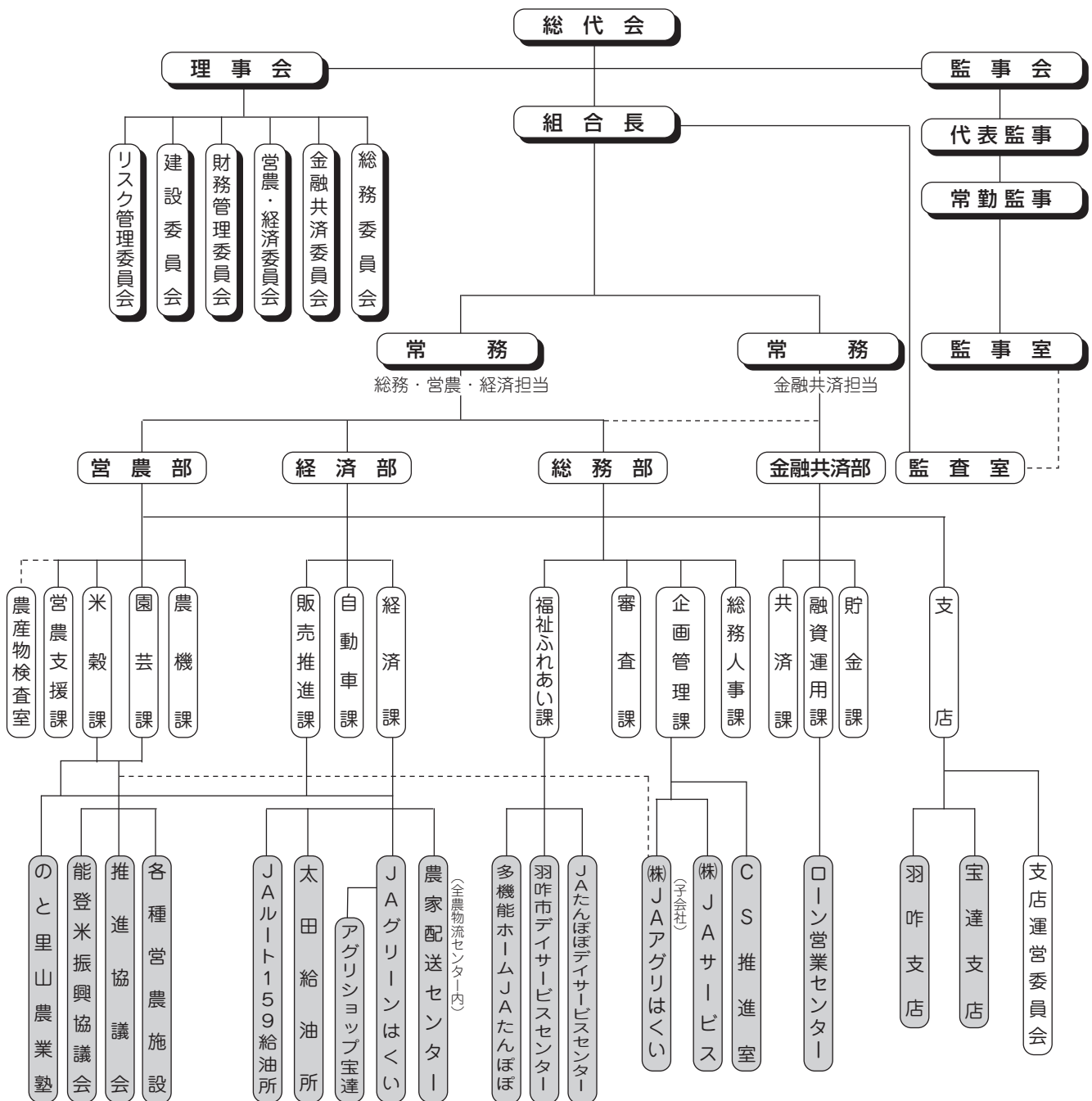
区 分	前 期 末	当 期 増	当 期 減	当 期 末
一 般 職 員	138	12	12	138
営農指導員	14	2	1	15
合 計	152	14	13	153

備考：期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成

イ 組合の機構

令和6年4月1日現在



ロ 組合員組織

組 織 名	構 成 員 数
集 落 組 織	106 集落
農 協 青 壮 年 部	76 名
農 協 女 性 部	353 名

(7) 施設の設置状況

イ 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
主 な 事 務 所	本 店	羽咋市太田町と105番地	
	宝 達 支 店	羽咋郡宝達志水町敷浪壱14番地	
	羽 咋 支 店	羽咋市太田町と105番地	
セ ン タ ー	営 農 セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町子浦ろ2	
	自 動 車 セ ン タ ー	羽咋市太田町と80番地	
	農 機 セ ン タ ー	羽咋市四町と51番地	
	J A たんぼデイサービスセンター	羽咋郡宝達志水町子浦そ15番地1	
	多機能ホーム J A たんぼ	羽咋郡宝達志水町子浦そ16番地1	
給 油 所	J A ルート 1 5 9 給油所	羽咋郡宝達志水町敷浪壱6番地	
	太 田 給 油 所	羽咋市太田町と74番地 1	
店 舗	J A グリー ン は く い	羽咋市太田町と80番地	
	アグリショップ 宝 達	羽咋郡宝達志水町敷浪壱14番地	
農 業 施 設 他	南 部 育 苗 セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町敷浪ホ107番地	
	北 部 育 苗 セ ン タ ー	羽咋市次場町タ 1 番地 1	
	押 水 ラ イ ス セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町北川尻力30番地	
	志 雄 ラ イ ス セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町吉野屋い 7 番地	
	カントリーエレベーター	羽咋市深江町ト25番地	
	シ ー ド プ ラ ン ト	羽咋市白石町37番地	
	低 温 倉 庫	羽咋市円井町327番地	
	準 低 温 倉 庫	押水地区・志雄地区・羽咋地区	
	常 温 倉 庫	押水地区・志雄地区・羽咋地区	
	資 材 倉 庫	押水地区・志雄地区・羽咋地区	
	園 芸 総 合 集 出 荷 場	羽咋市中川町へ11番 1	
そ の 他	J A やすらぎ会館天照	羽咋市太田町と115番地	子会社
	J A アグリ は く い	羽咋市四町と80番地	子会社

□ 共済代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共済代理店数	14	—	—	14

(8) 子会社等の状況

会 社 名	株式会社 JAサービス	株式会社 JAアグリはくい
代 表 者 氏 名	山本 好和	渡 長之
設 立 年 月 日	平成6年3月24日	平成22年4月1日
所 在 地	石川県羽咋市太田町と115番地	石川県羽咋市四町と80番地
主 な 事 業 内 容	葬祭業	農業・農業経営の受託・売電
資 本 金 総 額	30,000千円	100,000千円
議 決 権 保 有 割 合	100	83

Ⅱ 事業報告の附属明細書

第26年度（令和5年度）事業報告の附属明細書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

1 事業報告の附属明細書

（1）役員に対する報酬等

（単位：円）

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額	当期中の退職慰労金支払額
理事	29,220,000	29,220,000	—
監事	9,900,000	9,900,000	—
合計	39,120,000	39,120,000	—

（2）役員等の兼職等

区 分			氏 名	兼職先名又は 兼業事業名	兼職等先 での役職名
役 職 名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
代表理事組合長	常勤	有	山本 好和	石川県農業協同組合中央会	理事
				石川県農業信用基金協会	理事
				石川県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会	経営管理委員
				全国農業協同組合連合会 運営委員会	委員
				全国共済農業協同組合連合会 運営委員会	委員
				(株)石川県農協電算センター	取締役
				(株)ジャコム石川	取締役
				(株)JAアグリライン石川	取締役
				(株)JA建設エナジー	取締役
				(株)JAサービス	代表取締役
				(株)JAアグリはくい	取締役
				(社)石川県主要農作物種子協会	理事
代表理事常務	常勤	有	澤田英三郎	(公社)石川県畜産協会	理事
				(株)JAサービス	取締役
				(株)JAアグリはくい	取締役
				(株)みらい創農	取締役
				石川県野菜園芸協会	理事
				(社)石川県主要農作物種子協会	監事
監 事	常勤		上野 浩幸	(公社)石川県青果物価格安定資金協会	監事
				(株)JAサービス	監査役
				(株)JAアグリはくい	監査役

（3）役員との取引の明細

（単位：円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
理事１名	貸出金	当期取引額	—	
		当期首残高	—	
		当期末残高	18,148,152	
		当期増減（△）額	18,148,152	
理事７名	購買未収金	当期取引額	45,108,100	
		当期首残高	15,522,351	
		当期末残高	17,068,509	
		当期増減（△）額	1,546,158	
監事３名	購買未収金	当期取引額	6,511,164	
		当期首残高	1,882,334	
		当期末残高	4,464,317	
		当期増減（△）額	2,581,983	

Ⅲ 貸 借 対 照 表

第26年度(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

はくい農業協同組合

(単位:円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	71,029,358,954
(1) 現 金	141,591,101
(2) 預 金	55,175,890,020
系 統 預 金	53,971,858,402
系 統 外 預 金	1,204,031,618
(3) 有 価 証 券	4,378,010,000
国 債	2,587,530,000
社 債	1,017,760,000
受 益 証 券	772,720,000
(4) 貸 出 金	11,316,573,069
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	56,105,227
未 収 収 益	36,938,564
そ の 他 の 資 産	19,166,663
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 38,810,463
2. 共 済 事 業 資 産	8,123,251
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	8,123,251
3. 経 済 事 業 資 産	1,018,891,082
(1) 受 取 手 形	8,654,861
(2) 経 済 事 業 未 収 金	529,447,938
(3) 経 済 受 託 債 権	197,890,229
(4) 棚 卸 資 産	270,034,508
購 買 品	228,356,807
販 売 品	37,278,232
加 工 利 用 品	1,331,331
そ の 他 の 棚 卸 資 産	3,068,138
(5) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	19,085,172
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 6,221,626
4. 雑 資 産	147,479,839
5. 固 定 資 産	2,266,524,675
(1) 有 形 固 定 資 産	2,258,723,876
建 物	3,718,998,823
機 械 装 置	1,103,183,634
土 地	821,715,910
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	854,753,866
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,239,928,357
(2) 無 形 固 定 資 産	7,800,799
6. 外 部 出 資	3,202,169,001
(1) 外 部 出 資	3,202,169,001
系 統 出 資	2,799,579,000
系 統 外 出 資	123,590,001
子 会 社 等 出 資	279,000,000
7. 繰 延 税 金 資 産	166,694,024
資 産 の 部 合 計	77,839,240,826

(単位：円)

科 目		金 額
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債		69,991,622,060
(1) 貯 金		69,840,336,265
(2) 借 入 金		17,354,779
(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債		133,931,016
未 払 費 用		5,743,714
そ の 他 の 負 債		128,187,302
2. 共 済 事 業 負 債		453,208,772
(1) 共 済 資 金		285,459,037
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入		164,959,169
(3) 共 済 未 払 費 用		1,973,966
(4) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債		816,600
3. 経 済 事 業 負 債		500,395,703
(1) 経 済 事 業 未 払 金		285,024,837
(2) 経 済 受 託 債 務		193,185,313
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債		22,185,553
4. 雑 負 債		169,320,730
(1) 未 払 法 人 税 等		40,954,400
(2) そ の 他 の 負 債		128,366,330
5. 諸 引 当 金		182,645,862
(1) 賞 与 引 当 金		42,000,000
(2) 退 職 給 付 引 当 金		112,811,343
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金		19,092,500
(4) ポ イ ン ト 引 当 金		3,988,719
(5) 災 害 損 失 引 当 金		4,753,300
負 債 の 部 合 計		71,297,193,127
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本		6,824,404,989
(1) 出 資 金		1,357,465,000
(2) 利 益 剰 余 金		5,471,809,989
利 益 準 備 金		1,667,641,676
そ の 他 利 益 剰 余 金		3,804,168,313
リ ス ク 管 理 積 立 金		1,698,130,776
農 業 経 営 基 盤 積 立 金		231,469,140
施 設 整 備 積 立 金		960,000,000
税 効 果 積 立 金		58,731,588
特 別 積 立 金		285,073,356
当 期 未 処 分 剰 余 金		570,763,453
(う ち 当 期 剰 余 金)		(210,247,881)
(3) 処 分 未 済 持 分		△ 4,870,000
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等		△ 282,357,290
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△ 282,357,290
純 資 産 の 部 合 計		6,542,047,699
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		77,839,240,826

Ⅳ 損 益 計 算 書

第26年度 損益計算書

はくい農業協同組合

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目		金 額
1. 事 業 総 利 益		1,495,881,096
事 業 収 益		3,766,385,205
事 業 費 用		2,270,504,109
(1) 信 用 事 業 収 益		435,868,419
資 金 運 用 収 益		360,758,277
(うち預金利息)		(192,257,193)
(うち有価証券利息)		(49,980,685)
(うち貸出金利息)		(88,948,615)
(うちその他受入利息)		(29,571,784)
役 務 取 引 等 収 益		19,865,418
そ の 他 事 業 直 接 収 益		33,849,192
そ の 他 経 常 収 益		21,395,532
(2) 信 用 事 業 費 用		97,803,750
資 金 調 達 費 用		9,621,580
(うち貯金利息)		(6,903,010)
(うち給付補填備金繰入)		(1,424,400)
(うち借入金利息)		(26,332)
(うちその他支払利息)		(1,267,838)
役 務 取 引 等 費 用		6,115,121
そ の 他 事 業 直 接 費 用		43,200,000
そ の 他 経 常 費 用		38,867,049
(うち貸倒引当金戻入益)		(△2,855,343)
信 用 事 業 総 利 益		338,064,669
(3) 共 済 事 業 収 益		459,419,849
共 済 付 加 収 入		425,149,594
そ の 他 の 収 益		34,270,255
(4) 共 済 事 業 費 用		25,046,366
共 済 推 進 費		7,697,477
そ の 他 の 費 用		17,348,889
共 済 事 業 総 利 益		434,373,483
(5) 購 買 事 業 収 益		2,320,994,057
購 買 品 供 給 高		2,192,009,178
購 買 手 数 料		14,565,929
修 理 サ ー ビ ス 料		88,755,948
そ の 他 の 収 益		25,663,002
(6) 購 買 事 業 費 用		1,922,669,222
購 買 品 供 給 原 価		1,829,383,954
購 買 品 供 給 費		4,292,238
修 理 サ ー ビ ス 費		7,847,714
そ の 他 の 費 用		81,145,316
(うち貸倒引当金戻入益)		(△1,048,649)
購 買 事 業 総 利 益		398,324,835
(7) 販 売 事 業 収 益		152,890,944
販 売 品 販 売 高		31,260,854
販 売 手 数 料		109,402,864
そ の 他 の 収 益		12,227,226
(8) 販 売 事 業 費 用		39,975,217
販 売 品 販 売 原 価		26,322,730
そ の 他 の 費 用		13,652,487
販 売 事 業 総 利 益		112,915,727

(単位：円)

科 目	金 額
(9) 保 管 事 業 収 益	31,526,397
(10) 保 管 事 業 費 用	13,540,439
保 管 事 業 総 利 益	17,985,958
(11) 利 用 事 業 収 益	246,811,449
(12) 利 用 事 業 費 用	179,103,043
利 用 事 業 総 利 益	67,708,406
(13) 福 祉 事 業 収 益	191,633,799
(14) 福 祉 事 業 費 用	58,565,231
福 祉 事 業 総 利 益	133,068,568
(15) そ の 他 事 業 収 益	80,884
そ の 他 事 業 総 利 益	80,884
(16) 指 導 事 業 収 入	14,188,961
(17) 指 導 事 業 支 出	20,830,395
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 6,641,434
2. 事 業 管 理 費	1,305,841,686
(1) 人 件 費	903,519,707
(2) 業 務 費	123,018,200
(3) 諸 税 負 担 金	46,672,835
(4) 施 設 費	225,306,132
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	7,324,812
事 業 利 益	190,039,410
3. 事 業 外 収 益	106,877,861
(1) 受 取 雑 利 息	47,181
(2) 受 取 出 資 配 当 金	55,414,000
(3) 賃 貸 料	40,438,074
(4) 償 却 債 権 取 立 益	113,000
(5) 雑 収 入	10,865,606
4. 事 業 外 費 用	16,872,643
(1) 寄 付 金	2,155,810
(2) 賃 貸 費 用	14,716,833
経 常 利 益	280,044,628
5. 特 別 利 益	24,915,275
(1) 固 定 資 産 処 分 益	8,454,275
(2) 一 般 補 助 金	16,461,000
6. 特 別 損 失	34,648,146
(1) 固 定 資 産 処 分 損	13,489,847
(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	15,759,999
(3) 減 損 損 失	645,000
(4) 災 害 損 失 引 当 金 繰 入	4,753,300
税 引 前 当 期 利 益	270,311,757
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	55,568,367
法 人 税 等 調 整 額	4,495,509
法 人 税 等 合 計	60,063,876
当 期 剰 余 金	210,247,881
当 期 首 繰 越 剰 余 金	354,001,063
農 業 経 営 基 盤 積 立 金 取 崩 額	1,374,000
リ ス ク 管 理 積 立 金 取 崩 額	645,000
税 効 果 積 立 金 取 崩 額	4,495,509
当 期 末 処 分 剰 余 金	570,763,453

V 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券……償却原価法（個別法による定額法）
- ・子会社株式……移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
 - イ．時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ．市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（小売店舗品、部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品以外の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31年～50年、機械装置 7年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定の基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月1日以降に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,766,577,325円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	884,522,996 円
② 機械装置	699,537,977 円
③ その他の有形固定資産	182,516,352 円

(2) 担保に供している資産

定期預金700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金4,000,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	54,937,014 円
子会社等に対する金銭債務の総額	230,160,609 円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	39,680,978 円
理事および監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は57,007,628円です。
危険債権額は125,686,914円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は182,694,542円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	74,480,575 円
うち事業取引高	27,416,764 円
うち事業取引以外の取引高	47,063,811 円
② 子会社等との取引による費用総額	62,238,817 円
うち事業取引高	62,060,306 円
うち事業取引以外の取引高	178,511 円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
猫ノ目給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
本店横敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

猫ノ目給油所敷地および本店横敷地については、固定資産評価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

猫ノ目給油所敷地	41,000円（土地 41,000円）
本店横敷地	604,000円（土地 604,000円）
合計	645,000円（土地 645,000円）

④ 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しております。正味売却価額の時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。融資運用課は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。融資運用課が行った取引については審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が93,792,551円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

八、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２） 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) — (A)
預金	55,175,890,020	54,868,481,989	△ 307,408,031
有価証券	4,378,010,000	4,374,460,000	△ 3,550,000
満期保有目的の債権	300,000,000	296,450,000	△ 3,550,000
その他有価証券	4,078,010,000	4,078,010,000	—
貸出金	11,316,573,069		
貸倒引当金	△ 38,810,463		
貸倒引当金控除後	11,277,762,606	11,066,988,760	△ 210,773,846
資産計	70,831,662,626	70,309,930,749	△ 521,731,877
貯金	69,840,336,265	69,799,736,508	△ 40,599,757
負債計	69,840,336,265	69,799,736,508	△ 40,599,757

（注）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価、又は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,202,169,001
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	3,202,169,001

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,975,890,020	—	—	—	—	1,200,000,000
有価証券	200,000,000	100,000,000	200,000,000	—	200,000,000	4,100,000,000
満期保有目的の債券	—	100,000,000	—	—	—	200,000,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	200,000,000	—	200,000,000	—	200,000,000	3,900,000,000
貸出金	952,962,059	797,584,325	740,511,191	666,373,609	594,243,320	7,494,835,269
合計	54,928,852,079	897,584,325	940,511,191	666,373,609	794,243,320	12,794,835,269

(注1) 貸出金のうち、当座貸越136,256,120円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等70,063,296円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	65,716,270,024	2,075,048,480	1,517,744,626	218,386,125	199,238,837	113,648,173
合計	65,716,270,024	2,075,048,480	1,517,744,626	218,386,125	199,238,837	113,648,173

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B) — (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100,000,000	100,150,000	150,000
	小計	100,000,000	100,150,000	150,000
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	200,000,000	196,300,000	△ 3,700,000
	小計	200,000,000	196,300,000	△ 3,700,000
合計		300,000,000	296,450,000	△ 3,550,000

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差額 (A) — (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	613,770,000	602,692,904	11,077,096
	小計	613,770,000	602,692,904	11,077,096
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,973,760,000	2,165,636,822	△ 191,876,822
	社債	717,760,000	800,000,000	△ 82,240,000
	受益証券	772,720,000	900,000,000	△ 127,280,000
	小計	3,464,240,000	3,865,636,822	△ 401,396,822
合計		4,078,010,000	4,468,329,726	△ 390,319,726

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
国債	837,424,000	33,849,192	—
受益証券	256,800,000	—	43,200,000
合計	1,094,224,000	33,849,192	43,200,000

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	108,096,744
退職給付費用	4,746,753
退職給付の支払額	△ 32,154
期末における退職給付引当金	112,811,343

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	522,504,000
特定退職金共済制度	△ 409,692,657
未積立退職給付債務	112,811,343
退職給付引当金	112,811,343

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

勤務費用	4,746,753
退職給付費用計	4,746,753

特定退職金共済制度への拠出金27,274,500円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,514,919円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は88,292,000円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	10,195,542
退 職 給 付 引 当 金	31,203,616
賞 与 引 当 金	11,617,200
減 損 損 失	28,673,626
その他有価証券評価差額金	107,962,436
そ の 他	20,109,527
繰 延 税 金 資 産 小 計	209,761,947
評 価 性 引 当 額	△ 36,519,418
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	173,242,529
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	△ 6,548,505
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 6,548,505
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	166,694,024

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1
評 価 性 引 当 額 の 増 減	△0.4
住 民 税 均 等 割	1.5
税 額 控 除	△0.5
事業分量配当額の損金算入額	△3.8
そ の 他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.2

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該施設に見合う資産除去債務を計上していません。

・土橋倉庫 ・柳田倉庫 ・神子原倉庫 ・柴垣集荷場
・南部育苗センター

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、672,337,880円であります。

Ⅵ 計算書類の附属明細書

第26年度（令和5年度）計算書類の附属明細書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

1 貸借対照表等の附属明細書

（１）組合員資本

（単位：円）

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
出 資 金	1,359,955,000	44,060,000	46,550,000	1,357,465,000
利 益 剰 余 金	5,312,621,445	656,762,390	497,573,846	5,471,809,989
利 益 準 備 金	1,627,641,676	40,000,000	—	1,667,641,676
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,684,979,769	616,762,390	497,573,846	3,804,168,313
リ ス ク 管 理 積 立 金	1,658,775,776	40,000,000	645,000	1,698,130,776
農 業 経 営 基 盤 積 立 金	232,843,140	—	1,374,000	231,469,140
施 設 整 備 積 立 金	600,000,000	360,000,000	—	960,000,000
税 効 果 積 立 金	63,227,097	—	4,495,509	58,731,588
特 別 積 立 金	285,073,356	—	—	285,073,356
当 期 未 処 分 剰 余 金	845,060,400	216,762,390	491,059,337	570,763,453
処 分 未 済 持 分	△ 3,420,000	△ 4,870,000	△ 3,420,000	△ 4,870,000
合 計	6,669,156,445	695,952,390	540,703,846	6,824,404,989

（注1）その他利益剰余金のうち、目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本金的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の30/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置および臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価格相当額。 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価格の10%以内。 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

(2) 固定資産

(単位：円、%)

種	類	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (減損損失)	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	建 物	3,824,254,745	7,002,364	112,258,286 (一)	3,718,998,823	74,888,345	2,548,299,587	68.5
	機 械 装 置	1,084,715,477	30,698,156	12,229,999 (一)	1,103,183,634	28,960,523	1,039,431,263	94.2
	土 地	823,525,911	—	1,810,001 (645,000)	821,715,910			
	その他の有形固定資産	858,887,883	1,386,900	5,520,917 (一)	854,753,866	35,095,755	652,197,507	76.3
	計	6,591,384,016	39,087,420	131,819,203 (645,000)	6,498,652,233	138,944,623	4,239,928,357	
無形固定資産	その他の無形固定資産	8,316,066	5,530,000	6,045,267 (一)	7,800,799	2,079,717		
	計	8,316,066	5,530,000	6,045,267 (一)	7,800,799	2,079,717		
合 計		6,599,700,082	44,617,420	137,864,470 (645,000)	6,506,453,032	141,024,340		

(注1) 機械装置の当期増加額は、主にR159SSの外接POS更新15,567,900円によるものです。

当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

(注2) 当期償却額141,024,340円から賃貸費用に振替えた額10,181,377円を控除した額を事業管理費の内訳における減価償却費に記載しています。

(3) 外部出資

(単位：円)

	出 資 先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	石川県信用農業協同組合連合会	1,787,420,000	—	—	1,787,420,000
	石川県酪農業協同組合	220,000	—	—	220,000
	農 林 中 央 金 庫	10,560,000	—	—	10,560,000
	全国農業協同組合連合会	197,500,000	—	—	197,500,000
	全国共済農業協同組合連合会	800,000,000	—	—	800,000,000
	石川県農業協同組合中央会	87,000	—	—	87,000
	石川県農協中央会教育基金	3,792,000	—	—	3,792,000
	計	2,799,579,000	—	—	2,799,579,000
系 統 外 出 資	株 (株)石川県農協電算センター	6,220,000	—	—	6,220,000
	株 (株)農 協 観 光	1	—	—	1
	株 (株) ジャ コ ム 石 川	10,000,000	—	—	10,000,000
	株 (株) 日 本 農 業 新 聞	50,000	—	—	50,000
	株 志 雄 町 観 光 開 発 (株)	50,000	—	—	50,000
	株 (株)米 心 石 川	3,000,000	—	—	3,000,000
	株 (株)J A 建 設 エ ナ ジ ー	640,000	—	—	640,000
	株 羽 咋 ま ち づ くり (株)	6,000,000	—	—	6,000,000
	株 石川県農業信用基金協会	96,410,000	1,220,000	—	97,630,000
	計	122,370,001	1,220,000	—	123,590,001
子 会 社 等 出 資	株 (株)J A サ ー ビ ス	30,000,000	—	—	30,000,000
	株 (株)J A ア グ リ は く い	249,000,000	—	—	249,000,000
	計	279,000,000	—	—	279,000,000
合 計		3,200,949,001	1,220,000	—	3,202,169,001

(4) 引当金等

(単位：円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	48,936,081	45,032,089	—	48,936,081	45,032,089
一般貸倒引当金	1,017,934	1,502,115	—	1,017,934	1,502,115
うち信用事業	934,510	1,395,467	—	934,510	1,395,467
うち購買事業	83,424	106,648	—	83,424	106,648
個別貸倒引当金	47,918,147	43,529,974	—	47,918,147	43,529,974
うち信用事業	40,731,296	37,414,996	—	40,731,296	37,414,996
うち購買事業	7,186,851	6,114,978	—	7,186,851	6,114,978
賞 与 引 当 金	42,000,000	42,000,000	42,000,000	—	42,000,000
退職給付引当金	108,096,744	4,746,753	32,154	—	112,811,343
役員退職慰労引当金	16,552,500	2,540,000	—	—	19,092,500
ポイント引当金	4,275,166	4,856,993	4,506,715	636,725	3,988,719
災害損失引当金	—	4,753,300	—	—	4,753,300
合 計	219,860,491	103,929,135	46,538,869	49,572,806	227,677,951

(注)当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 洗替による減少額
 個別貸倒引当金 洗替による減少額
 ポイント引当金 失効ポイントによる減少額

(5) 子会社等との取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

イ 子会社等との取引

(単位：円)

会 社 名	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
株 式 会 社 J A サービス	信 用 事 業	46,100	1,637	信用手数料/貯金利息
	購 買 事 業	4,985,196	—	葬祭商品売上、車両費等
	そ の 他	43,920,000	140,000	事業委託費、賃貸料/生花代等
	計	48,951,296	141,637	
株式会社 J A アグリ はくい	信 用 事 業	767,021	1,020	信用手数料、貸出金利息/貯金利息
	購 買 事 業	12,667,181	—	生産資材代金等
	販 売 事 業	323,960	41,388,710	検査手数料等/米買入
	利 用 事 業	8,627,306	20,668,939	施設利用料/施設運営委託費等
	そ の 他	3,143,811	38,511	賃貸料/除雪費用等
	計	25,529,279	62,097,180	
合 計		74,480,575	62,238,817	

ロ 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：円)

会社名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株 式 会 社 J A サービス	購買未収金	468,127	471,048	2,921	—	—	—
	貯 金	—	—	—	119,118,272	121,498,492	2,380,220
	計	468,127	471,048	2,921	119,118,272	121,498,492	2,380,220
株式会社 J A アグリ はくい	貸 出 金	65,362,082	45,787,988	△ 19,574,094	—	—	—
	購買未収金	9,545,153	8,677,978	△ 867,175	—	—	—
	貯 金	—	—	—	86,247,374	108,662,117	22,414,743
	計	74,907,235	54,465,966	△ 20,441,269	86,247,374	108,662,117	22,414,743
合 計		75,375,362	54,937,014	△ 20,438,348	205,365,646	230,160,609	24,794,963

(6) 事業管理費の明細

(単位：円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	39,120,000
	給 料 手 当	688,738,195
	うち賞与引当金繰入額	42,000,000
	福 利 厚 生 費	168,374,759
	退 職 給 付 費 用	4,746,753
	役員退職慰労引当金繰入額	2,540,000
	計	903,519,707
業 務 費	会 議 費	2,575,694
	接 待 交 際 費	167,819
	宣 伝 広 告 費	3,300,430
	通 信 費	4,616,619
	印 刷 ・ 消 耗 備 品 費	7,497,961
	図 書 ・ 研 修 費	1,302,446
	業 務 委 託 費	101,183,553
	旅 費	1,325,783
	支 店 運 営 費	1,047,895
	計	123,018,200
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	40,108,928
	支 払 賦 課 金	5,018,000
	分 担 金	1,545,907
	計	46,672,835
施 設 費	減 価 償 却 費	130,842,963
	保 守 修 繕 費	12,513,376
	保 険 料	9,574,786
	水 道 光 熱 費	11,558,146
	賃 借 料	48,761,521
	消 耗 備 品 費	2,376,672
	車 両 費	1,479,486
	施 設 管 理 費	8,199,182
	計	225,306,132
そ の 他 事 業 管 理 費		7,324,812
合 計		1,305,841,686

VII 剰余金処分案

第26年度（令和5年度）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	570,763,453
2. 剰 余 金 処 分 額	214,764,438
(1) 利 益 準 備 金	50,000,000
(2) 任 意 積 立 金	114,000,000
リスク管理積立金	60,000,000
施設整備積立金	54,000,000
(3) 出 資 配 当 金	13,440,438
(4) 事 業 分 量 配 当 金	37,324,000
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	355,999,015

1. 出資配当は年1.0%の割合です。

2. 事業分量配当金の基準・金額は次のとおりです。

（単位：円）

事業分量配当の基準（項目）	計算基礎及び率	配当金額
米出荷数量（主食用米）	30kg当り200円	35,486,727
水稻種子出荷数量	20kg当り200円	1,837,273

3. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額10,600,000円が含まれています。

4. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等はⅥ計算書類の附属明細書 1. 貸借対照表等の附属明細書(1)組合員資本の明細に記載しています。

VII 独立監査人の監査報告

『謄本』

独立監査人の監査報告書

令和6年5月24日

はくい農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 田村保広

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、はくい農業協同組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第26年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、事業別の明細並びに子会社の決算報告である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、はくい農業協同組合の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 26 年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

Ⅸ 監事監査報告

監査報告書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第26期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月28日

はくい農業協同組合

代表監事 中西智彦 

常勤監事 上野浩幸 

監事 森田克秀 

監事 上月正美 

監事 山崎和広 

監事 宮島勝 

(注) 監事宮島勝は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

X 部門別損益計算書

第26年度 部門別損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,853,415	435,868	459,420	1,464,742	1,474,704	18,681	
事業費用 ②	2,357,534	97,804	25,046	1,101,683	1,117,772	15,229	
事業総利益 (①-②) ③	1,495,881	338,065	434,373	363,059	356,932	3,452	
事業管理費 ④	1,305,842	282,604	259,272	365,619	368,801	29,546	
(うち減価償却費⑤-1)	(130,843)	(12,118)	(13,720)	(74,378)	(25,665)	(4,961)	
(うち人件費⑤-2)	(903,520)	(197,020)	(200,267)	(208,476)	(279,685)	(18,072)	
※うち共通管理費⑥		83,994	96,400	69,742	84,845	—	△334,981
(うち減価償却費⑦-1)		(11,147)	(13,118)	(1,653)	(1,842)	—	(△27,760)
(うち人件費⑦-2)		(37,531)	(43,372)	(38,109)	(47,002)	—	(△166,014)
事業利益 (③-④) ⑧	190,039	55,460	175,101	△2,560	△11,869	△26,094	
事業外収益 ⑨	106,878	39,713	28,680	19,389	19,096	—	
※うち共通分⑩		11,345	12,680	11,712	13,714	—	△49,451
事業外費用 ⑪	16,873	3,613	4,066	3,862	4,701	631	
※うち共通分⑫		3,613	4,066	3,862	4,701	—	△16,242
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	280,045	91,561	199,716	12,968	2,526	△26,725	
特別利益 ⑭	24,915	1,909	2,102	2,125	18,779	—	
※うち共通分⑮		1,909	2,102	2,125	2,318	—	△8,454
特別損失 ⑯	34,648	5,426	6,258	5,198	17,767	—	
※うち共通分⑰		5,426	6,258	5,198	6,791	—	△23,673
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	270,312	88,044	195,560	9,895	3,538	△26,725	
営農指導事業分配賦額 ⑲		—	—	26,725	—	△26,725	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	270,312	88,044	195,560	△16,830	3,538		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益87,029千円、事業費用87,029千円)を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しません。

※ 記載金額については四捨五入して表示しています。そのため表中の合計が一致しないことがあります。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業 農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	29%	21%	25%		100%
営農指導事業			100%			100%

XI 事業別の明細

イ 信用事業

①貯金

(単位：円)

種 類		当 期 末 残 高
当座性貯金	当 座 貯 金	37,327,738
	普 通 貯 金	33,144,035,588
	貯 蓄 貯 金	62,912,147
	別 段 貯 金	33,578,861
	計	33,277,854,334
定期性貯金	定 期 貯 金	35,046,856,332
	財 形 貯 金	30,649,182
	積 立 定 期 貯 金	121,515,250
	定 期 積 金	1,356,495,418
	出 資 予 約 貯 金	6,965,749
	計	36,562,481,931
合 計		69,840,336,265

②貸出金

(単位：円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	3,780,000
証 書 貸 付 金	8,676,536,949
当 座 貸 越	136,256,120
金 融 機 関 貸 付	2,500,000,000
合 計	11,316,573,069

③預金

(単位：円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	53,971,858,402
系 統 外 預 金	1,204,031,618
合 計	55,175,890,020

④有価証券

(単位：円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	2,587,530,000
社 債	1,017,760,000
証 券 投 資 信 託 受 益 証 券	772,720,000
合 計	4,378,010,000

□ 共済事業

①長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		金 額
生命系	終 身 共 済	87,089,121
	定 期 生 命 共 済	3,300,400
	養 老 生 命 共 済	11,514,746
	こ ども 共 済	7,547,400
	医 療 共 済	742,450
	が ん 共 済	427,500
	定 期 医 療 共 済	216,100
	介 護 共 済	2,218,531
	年 金 共 済	46,000
	建 物 更 生 共 済	104,122,267
合 計		209,677,116

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額を記載しています。）

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	25,920
	632,519
が ん 共 済	12,154
定 期 医 療 共 済	929
合 計	39,003
	632,519

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。なお、医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	2,997,187
認 知 症 共 済	289,200
生 活 障 害 共 済（一時金型）	1,253,800
生 活 障 害 共 済（定期年金型）	63,200
特 定 重 度 疾 病 共 済	790,400

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
年 金 開 始 前	2,044,396
年 金 開 始 後	357,423
合 計	2,401,820

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額	掛 金
火 災 共 済	20,570,090	19,054
自 動 車 共 済		420,362
傷 害 共 済	10,744,500	669
賠 償 責 任 共 済		479
自 賠 責 共 済		40,300
合 計		480,866

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

八 購買事業

(単位：円)

種 類	購 買 品 取 扱 高
飼 料	27,026,009
肥 料	239,242,067
農 薬	168,123,195
保 温 資 材	7,406,386
包 装 運 搬 資 材	43,260,003
農 業 機 械	371,772,485
石 油 類	866,642,355
自 動 車	241,030,781
建 築 資 材	96,779,996
そ の 他	91,181,878
小 計	2,152,465,155
食 料 品	238,848,534
衣 料 品	4,085,434
耐 久 消 費 財	3,470,603
日 用 保 健 雑 貨 用 品	13,855,836
家 庭 燃 料	64,061,510
そ の 他	17,314,795
小 計	341,636,712
合 計	2,494,101,867

二 販売事業

①受託販売品

(単位：円)

種 類	販 売 品 取 扱 高
米	1,475,122,220
麦	6,024,805
豆 ・ 雑 穀	3,284,706
野 菜	352,165,120
果 実	106,844,728
花 卉 ・ 花 木	66,245,371
畜 産 物	123,737,324
産 直	84,858,809
合 計	2,218,283,083

②買取販売品

(単位：円)

種 類	販 売 品 取 扱 高
ハ ト ム ギ	1,197,000
自 然 栽 培 米	20,897,200
合 計	22,094,200

ホ 保管事業

(単位：円)

項 目	金 額
収 益	31,526,397
費 用	13,540,439
差 引	17,985,958

ハ 指導事業

(単位：円)

項 目	金 額
収 入	14,188,961
支 出	20,830,395
差 引	△ 6,641,434

ト 利用事業

(単位：円)

区 分		金 額
育 苗 セ ン タ ー	収 益	80,890,399
	費 用	45,575,120
	差 引	35,315,279
カントリーエレベーター	収 益	41,819,918
	費 用	29,903,066
	差 引	11,916,852
ラ イ ス セ ン タ ー	収 益	36,932,308
	費 用	27,868,035
	差 引	9,064,273
シ ー ド プ ラ ン ト	収 益	6,978,753
	費 用	6,267,291
	差 引	711,462
大 豆 乾 燥 調 製 施 設	収 益	2,751,142
	費 用	2,714,888
	差 引	36,254
共 同 基 幹 防 除	収 益	58,344,045
	費 用	50,912,550
	差 引	7,431,495
園 芸 総 合 集 出 荷 場	収 益	18,898,998
	費 用	15,862,093
	差 引	3,036,905
そ の 他	収 益	195,886
	費 用	—
	差 引	195,886
合 計	収 益	246,811,449
	費 用	179,103,043
	差 引	67,708,406

チ 福祉事業

(単位：円)

項 目	金 額
収 益	191,633,799
費 用	58,565,231
差 引	133,068,568

事業計画書

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

第27年度（令和6年度）事業計画について

I 基本方針

令和4年度から始めました「第7次中期計画」では、3つの柱（「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「組合員メンバーシップの組織基盤の確立」「持続可能な組織基盤の強化」）を掲げ、組合員や地域に求められるJAとしてあり続けられるよう各種取り組みを実践してまいりました。

また農協改革においては、組合員との対話を通じて農業者の所得増大などの自己改革に対する数値目標(KPI)の設定や、早期警戒制度を踏まえた収支シミュレーションの実施、組合員の意思反映等の方針を決定するなど、継続的な実践サイクルを展開してきました。

令和6年度におきましても、組合員との対話を通して食と農を基軸とした協同組合運動を基本に、第7次中期計画および自己改革に基づく取り組みを引き続き実践し、真に地域に必要とされるJAづくりを目指してまいります。

II 主要事業目標

主要事業	取扱高目標	前年実績比
販 売	24億 80万円	107.3%
（米穀等）	16億6,700万円	110.6%
（青果物）	5億2,530万円	100.2%
（畜産物）	1億2,000万円	97.0%
（産直品）	8,850万円	104.3%
購 買	23億7,411万円	95.2%
（農業関連）	9億6,759万円	94.0%
（生活関連）	14億 652万円	96.0%
貯 金	708億8,640万円	101.5%
貸 出 金	113億3,430万円	100.2%
有 価 証 券	63億6,840万円	133.6%
共 済	134億 238万円	99.1%
（長期共済）	133億3,401万円	99.1%
（年金共済）	6,837万円	91.2%
福 祉	2億 740万円	108.2%

Ⅲ 営農部門

《部門方針》

1. 次世代総点検運動の展開による農業基盤を強化します。
2. 担い手に対する経営支援体制を強化します。
3. はくい産農産物の品質向上と収量安定化に向けた取り組みを強化します。
4. 営農指導体制の確立と実践を強化します。
5. 販売専任部署との部門間連携を図り付加価値販売による市場競争を強化します。

《重点実施事項》

● 指導事業

1. 営農指導の取り組み

(1) 米穀部門

- ① ハウス内温度と水管理による健苗育成の徹底
(水稻育苗講習会開催、水稻育苗ハウス巡回)
- ② デジタルツール（LINE・SNS等）を活用した栽培管理指導の強化
- ③ 「収量確保対策チェックリスト」を活用した継続指導の徹底
- ④ うま・きれ実証圃を活用した水稻現地検討会の実施
- ⑤ 良質米の生産 1等比率90%以上 整粒歩合80%以上
- ⑥ 気象条件の変化に対応する米づくり指導の強化

(2) 雑穀部門

- ① 各種栽培講習会の開催による収量増加と品質向上対策（圃場巡回）
- ② 麦、大豆・そば等の2年3作体系の確立

(3) 園芸部門

- ① 新たな1億円産地づくりを目指すための指導及び出荷態勢強化
- ② 水稻育苗ハウスを有効活用した園芸作物の栽培推進
- ③ 高付加価値品種の生産によるブランド力向上
- ④ 品目の特性を踏まえた高温対策の徹底
- ⑤ 圃場毎の条件に合った施肥設計や防除体系の見直しによる生産態勢の強化
- ⑥ 園芸作物に対する新たな栽培技術の実証

(4) トータルコスト低減に向けた取り組み

- ① 水稻乾田V溝直播栽培による省力技術の普及拡大
- ② 担い手によるドローンを活用した病害虫防除の拡大

(5) 営農指導員の人材育成

- ① 営農指導スキルアップのための専門性の高い資格取得の励行

2. 環境保全型農業の取り組み

- (1) 能登5JA共通実施の能登⑧③④①たんぼづくり運動の取り組み
 - ① 能登米振興協議会、能登米生産者協議会の積極的な活動展開
 - ② 能登米の栽培技術指導の徹底（エコ・特裁技術＋たんぼづくり＋こめづくり運動）
 - ③ トキ放鳥に向けたモデル地区の横展開
 - ④ 栽培履歴記録簿、農業生産工程管理（GAP）シートの記帳及び提出の徹底
- (2) 自然栽培の取り組み
 - ① のと里山農業塾による生産技術向上、情報交換、交流の場創出
 - ② 農業参入支援センター受託業務による生産者支援
 - ③ 自然栽培認証基準の運用
 - ④ 需要に応じた収穫量の確保
 - ⑤ アイガモロボ導入による初期除草及び省力化対策

3. 有害鳥獣対策

- (1) イノシシ捕獲奨励措置の継続実施
- (2) イノシシ捕獲箱檻設置
- (3) カラス捕獲罠設置

4. 生産現場との結びつき強化

- (1) 専任TACの担い手訪問活動
 - ① 意見交換とニーズ把握及び意思反映
- (2) 役員による担い手との対話活動
 - ① 担い手訪問活動の継続実施
 - ② 各部会との定期的な意見交換会
- (3) 無料職業紹介事業を活用した農業労働力の確保
- (4) 新規就農・若手農業者の経営安定に向けた各種研修会の開催

5. 食農教育への取り組み

- (1) 体験農園（女性部・中央会）の取り組み
- (2) 支店行動計画による農業体験、施設見学などの取り組み支援

● 販売事業

1. 米 穀

- (1) 実需先との早期契約による有利販売
- (2) 直接販売の取り扱い増加による農家所得の増大

2. 園 芸

- (1) 需給状況を的確に把握した安定販売
- (2) 高価格需要期に合わせた出荷時期の調整による農家所得の増大
- (3) マーケットインに対応した計画的な作付による有利販売

● 保管事業

1. 安定した受入体制への取り組み

- (1) 農産物検査員の資質向上と資格取得者の増員
- (2) 常温倉庫における品質保持に向けた害虫対策
- (3) 保管事故防止のため研修会等と安全対策の実施
- (4) 米穀システムを活用した玄米の水分含有率及び検査結果の通知

● 利用事業

1. 育苗センター

- (1) 健苗の安定供給に向けた取り組み
 - ① 健苗育成で浅水管理による初期生育の確保
 - ② 硬化苗の健苗出荷による品質・収量の向上
 - ③ 密苗（出芽・硬化苗）出荷の取扱増加

2. 産業用無人ヘリコプター、ドローン防除の実施

- (1) 受託体制の構築と関係機関と連携した適期防除の徹底
- (2) 新たな担い手オペレーターの育成、指導

3. 水稻種子乾燥施設

- (1) 種子粃の適期刈取り、適正乾燥により発芽勢・発芽率、製品合格率の向上
- (2) 種子粃・ハトムギ・そばの異種穀粒混入防止対策の徹底

4. 共同乾燥調製施設（カントリーエレベーター・ライスセンター）

- (1) 流通トレーサビリティに対応した作業記録簿記帳
- (2) 共同乾燥調製施設の利用圃場における栽培管理指導の巡回
- (3) 効率的な施設運営に向けた再編整備計画の実施

● 農機事業

1. 訪問活動と整備技術向上への取り組み

- (1) 格納点検整備の促進及び整備技術・推進訪問の強化
- (2) スマート農業技術・ICT活用による農作業の効率化
- (3) 低コスト・省力化を実現する農機の提案（低価格モデル・高効率作業機）
- (4) 農作業事故・安全対策の周知活動の継続実施

《事業取扱高》

	取扱高目標	前年実績比
米 穀	15億2,840万円	110.6%
種 子 粉	9,280万円	99.1%
ハ ト ム ギ	750万円	626.6%
雑 穀	1,550万円	163.4%
自然栽培米	2,280万円	109.1%
野 菜	3億4,160万円	96.8%
果 実	1億1,870万円	111.9%
花木・花卉	6,500万円	98.1%
肉 豚	1億2,000万円	97.0%
産 直 品	8,850万円	104.3%
合 計	24億 80万円	107.3%

《生産目標と利用料金》

施 設 名	生 産 目 標	利用料金（税込）
大豆関連機械施設 コンバイン 乾燥調製	24ha 1,000袋/30.0kg	刈 取 12,571円/10a 乾燥調製 800円/30kg ※採種は（別途定める）
シードプラント 水稻種子粉 ハ ト ム ギ 神子原乾燥場 水稻種子粉	6,300袋/20kg 750袋/20kg 3,700袋/20kg	乾燥（原料粉） 20円/kg 乾燥調製 55円/kg 乾燥（原料粉） 20円/kg
共同基幹防除 無人ヘリコプター（ドローン）	2,500ha	面積10ha以上 17,600円/ha ※別途薬剤費必要
水稻育苗 南部育苗センター 北部育苗センター	82,900箱 （内：密苗3,800箱） 70,000箱	出芽苗 473円/箱 （密苗） 594円/箱 硬化苗 858円/箱 （密苗） 935円/箱 当用硬化苗 902円/箱
共同乾燥調製施設 カントリーエレベーター 志雄ライスセンター 押水ライスセンター	45,700袋/30kg 16,300袋/30kg 21,700袋/30kg	水分27%未満 24円/kg 水分27%以上 26円/kg （注1）水分とは、搬入時生粉水分値 （注2）利用料金は、搬入時生粉重量
大 麦 押水ライスセンター 志雄ライスセンター	4,960俵/50kg 3,100俵/50kg	乾燥調製 23円/kg ※2 搬入時生麦重量
そば シードプラント	560俵/45kg	刈 取 7,333円/10a 乾燥調製 17円/kg

Ⅳ 経済部門

《部門方針》

1. 持続可能な「農家所得向上」を最優先にした事業を展開します。
2. 事業基盤をより強化させ、安心して末永く利用いただけるサービスを提供します。
3. 農を中心とするコミュニティづくりで地域ブランドを向上させ有利販売に繋がります。

《重点実施事項》

● 生産資材

1. 持続可能な農業支援事業の展開

- (1) 担い手ニーズに対応した低コスト資材販売
- (2) 品質・収量安定化に向けた土づくり資材散布の促進
- (3) 生産資材販売店舗の整備

● 食料・生活

1. 消費者ニーズとオリジナル性を重視した事業基盤の再構築

- (1) J Aはくい6次化商品の集約と販路拡大
- (2) 地域業者との連携商品の開発、販売

● J Aグリーン

1. 農家と地域住民を結ぶ店舗の販売強化

- (1) 新規出荷者の拡大と会員サポートによる生産基盤づくり
- (2) 産直品の販売機能拡充と連動した商品陳列
- (3) 売場レイアウトの改善による食料品販売態勢の強化

● 石油・燃料

1. J A－S S利用による農業収益性の向上

- (1) デジタル案内板やSNSを活用した幅広い情報発信
- (2) 軽油免税等の総合的相談窓口の設置とサポート体制の充実
- (3) 利用者満足向上に向けたキャッシュレス化の拡充

2. ガスの安定供給

- (1) 保安指導による法令遵守の徹底
- (2) ガス器具の拡販と燃料転換への提案

● 自動車

1. 魅力ある商品・サービス提供による取扱シェアの拡大

- (1) 安価な営農用未利用車の提供
- (2) 販売・整備一体となった人材育成
- (3) 自動車フェアによるニーズの掘り起こしと次世代への接近

《事業取扱高》

	取扱高目標	前年実績比
飼料	2,650万円	98.1%
肥料	2 億3,322万円	97.5%
農薬	1 億6,333万円	97.1%
生産資材	2 億1,254万円	95.2%
農業機械	3 億3,200万円	89.3%
自動車	2 億 700万円	85.9%
石油類	8 億3,118万円	95.7%
家庭燃料	6,500万円	104.8%
食料品	2 億4,970万円	104.5%
生活資材	3,540万円	100.4%
耐久資材	1,830万円	97.5%
購買品取扱高 合計	23億7,411万円	95.2%
農機修理サービス料	4,000万円	104.7%
給油修理サービス料	640万円	102.2%
自動車修理サービス料	4,400万円	99.4%
修理サービス料合計	9,040万円	101.9%

V 信用部門

《部門方針》

1. 組合員・利用者に信頼され、選ばれる金融機関を目指します。
2. まごころを込めた金融サービスの提供を行い、利用者満足度の向上に努めます。
3. 訪問活動による出向く体制の強化に努めます。

《重点実施事項》

1. 地域メインバンクへの取り組み

- (1) 地震被害を受けた組合員・利用者に対する低利資金の供給等による生活再建と、行政機関と連携した地域農業の復興支援
- (2) 他部門との連携による最適で有利な農業資金の提案
- (3) 組合員・利用者のライフイベントに応じた商品・サービスの提供
- (4) デジタル化の進展に伴い非対面取引の利用促進
- (5) 各種相談会やセミナーの開催

2. 人材育成と健全性確保への取り組み

- (1) お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
- (2) 金融機能不正利用防止等を含めた事業健全性確保の取り組み強化

《調達目標》

1. 貯 金

経営健全性のPRと最適な金融サービスの提供による個人貯金の増強

- 6年度末残高 708億8,640万円（前年実績比101.5%）

事業内容

- ① 年金・給振の獲得を中心とした顧客基盤の拡大
- ② ネットバンクや各種口座振替等の獲得による家計メイン化の促進
- ③ J Aカードを中心としたキャッシュレス決済の利用促進
- ④ 資産形成・運用ニーズを踏まえた提案活動の強化

《運用目標》

1. 貸出金

農業資金や生活関連資金の残高伸長へ向けた取り組みの強化

- 6年度末残高 113億3,430万円（前年実績比100.2%）

事業内容

- ① 農業者訪問等による相談機能の強化
- ② ローン営業センターによる業者営業や個人貸出の強化
- ③ ライフイベントに基づいた、適時・適切なローン商品の提案
- ④ マイカー・教育ローンを柱とした次世代層との取引強化

2. 余裕金（有価証券）

余裕金運用計画及びALM委員会をもとに、適正で有利な分散投資の実践

- 6年度末残高 63億6,840万円（前年実績比133.6%）

事業内容

国内外の経済・金融動向を注視しリスク（時間）分散を図りながら有価証券等の取得や売却を行う。

Ⅵ 共済部門

《部門方針》

1. 組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供
2. サービス向上による安定的な経営基盤の維持拡大

《重点実施事項》

1. 普及活動の取り組み

- (1) 全契約者に対する3Q活動の実践
- (2) 万一（不慮）の事態の備えとして、「ひと・いえ・くるま」のバランスの取れた総合保障の提供
- (3) Webマイページ・JA共済アプリを活用した非対面の接点拡充
- (4) 新たな共済と農業者への保障提供

2. 地域貢献への取り組み

- (1) 災害予防に備えた啓発活動を展開
- (2) 地域・農業活性化助成金を利用した地域貢献活動の継続実施

3. 人材育成と健全性確保への取り組み

- (1) 改正監督指針に沿った推進体制の構築と実践による健全性の確保
- (2) 大規模災害に備えた初動体制および査定体制の再構築
- (3) 複合渉外担当者やスマイルサポーター等の対応スキルの向上
- (4) ペーパーレス・キャッシュレス契約率向上による事務の効率化

《普及施策目標》

1. 3Q訪問

- 全契約者に対する「3Q活動」（フォロー活動）の実践
- 3Q活動目標 8,000人

《事業量目標》

1. 新契約

万一（不慮）の事態の備えとして、バランスの取れた総合保障の提供
（推進ポイント目標）

- 推進総合部門 633万ポイント（前年実績比 95.5%）
うち長期共済 282万ポイント（前年実績比 92.3%）
うち短期共済 351万ポイント（前年実績比 98.2%）

（保障額及び件数目標）

- 長期共済（保障額） 133億3,401万円（前年実績比 99.1%）
- 短期共済（件数） 1万4,258件（前年実績比 96.5%）

2. 保有高（年度末保障額）

事業量の総量確保に向けた満期継続及び解約抑制対策の取り組み

- 長期共済 2,051億1,776万円（前年実績比 97.8%）
- 年金共済 23億7,452万円（前年実績比 98.9%）

Ⅶ 福祉部門

《部門方針》

利用者一人ひとりの想いに寄り添い、「自分らしい暮らし」を支援します。

《重点実施事項》

1. 介護サービスの質的向上への取り組み

- (1) 自立支援型サービスの拡充
- (2) 事業間連携による体制強化
- (3) 人材の確保とスキルアップ

《事業取扱高》

	取扱高目標	前年実績比
訪問介護	2,200万円	111.4%
居宅介護支援	1,100万円	121.5%
通所介護	1億 400万円	106.6%
小規模多機能型居宅介護	7,000万円	109.6%
その他福祉事業	40万円	90.9%
合 計	2億 740万円	108.2%

VII 経営管理・総務人事部門

《部門方針》

協同組合としての社会的な信頼と経営の健全性を守るため、組織の運営基盤の強化に取り組めます。

《重点実施事項》

1. 組合員の意志反映、運営参画によるメンバーシップの強化

組合員の意思を反映するため、組合員の声を聴く活動を実践します。

2. 組合員の加入促進と地域の活性化への貢献

組合員の加入促進と、意思反映に向けた学習や支店での地域交流活動を強化します。

3. 広報機能を活用した自己改革の推進

戦略的な広報活動の実践のため、多様な媒体を用いて情報発信活動を展開します。

4. 持続可能なJA経営基盤の確立・強化対策の実践

経営の持続性確保に向けた収支シミュレーションに基づく対策を実践します。

5. 早期警戒制度改正を踏まえたガバナンス・内部統制の確立による経営健全性の確保

JA自己改革と経営基盤強化の実現に向けたガバナンスを強化のうえ、事務リスク未然防止やコンプライアンス体制等の強化に努めます。

6. 人材育成計画の見直しと実践

組合員や利用者の期待に応えられる人材育成に努めます。

IX 監査部門

《部門方針》

1. 内部統制システムの整備・運用の有効性を検証します。
2. 問題点の発見・指摘にとどまらず原因の究明及び改善方法を検討し提言します。

《重点実施事項》

1. 不祥事未然防止のための実践状況に関する監査の充実

不正リスク評価手続によるリスクアプローチ監査を実施します。

2. ガバナンス目線の監査の充実

コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制監査の有効性を高めます。

自己改革工程表（文章編）

I. 令和5年度の振り返りと令和6年度以降の対応について

1. 令和5年度の成果（重点取り組み事項について）

（1）農業者の所得増大・農業生産の拡大

農家手取り最大化に向けた「収量確保対策チェックリストによる収量増加」については、反収の底上げを目指すなかTACを中心に現地検討会や米づくり情報の定期配信にて中干や追肥等の適正管理の徹底を呼びかけました。終盤においては、夏場の高温障害への影響が大きく心配されましたが、刈り取り直前までの通水管理を徹底したことにより僅かに目標には届かなかったものの、前年度から反収が約50kg増加した順調な結果となりました。

「水田フル活用による2年3作体系の拡大」については、担い手青年部の2年3作PJを中心に大麦の面積を大きく拡大することができました。

また、「肥料満車直送の取扱い拡大」及び「農薬担い手規格の取扱い拡大」については、資材価格の高止まりを背景に訪問活動による資材コスト低減の提案等により、昨年に引き続き計画を上回ることができました。

以上のことから、農業者の所得増大・農業生産の拡大に対して一定の成果を収めることができました。

（2）経営基盤の確立・強化

販売事業においては「米穀の取扱拡大」を目指し、生産者の離農が進むなか、役職員による出荷契約農家への全量出荷営業を展開したことにより、取扱数量を増加することができました。

信用事業における「貸出金の強化」では、ローン営業センターの担当者育成および出向く態勢の強化により、個人向け貸出の増加に繋げており、経営基盤の確立・強化に向けた各種施策を展開しております。

また、共同乾燥施設の再編整備に関しましては、国の補助金交付決定を受けまして計画に基づき進めて行く考えであります。令和6年能登半島地震により被災したため、計画の一部を前倒しして農繁期前に被災した設備等を復旧させる予定としております。

（3）地域の活性化

「支店行動計画による地域交流」については、宝達支店において「ふれあい産直市」の開催を計画し、スイカやブドウ等の収穫時期に合わせて計5回開催し、組合員や地域住民との交流を図りました。

（4）対話・意思反映

組合員の声を聴く活動として、11月下旬から12月にかけて職員85名体制で計1,110先の組合員宅へ訪問し、JAに対するご意見やご要望などを直接お聞きいたしました。組合員の声を経営に反映し、声を基にした事業展開が図れるよう努めてまいります。

2. 令和6年度重点取り組み事項

上記1の（1）農業者の所得増大・農業生産の拡大から（4）対話・意思反映に関する重点取り組み事項については、次年度に向けた課題等を踏まえて更なる自己改革の成果が発揮できるよう実践いたします。

Ⅱ. 令和6年度以降の自己改革の取り組み

これまで、当組合は組合員との対話に基づき「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組んでまいりました。

これまでの取り組みと組合員との対話を基に、令和6年度につきましては下記のとおり取り組みます。

また、自己改革の実践には将来的に安定した経営基盤の確保が必要となります。令和5年度の財務結果は先に報告したとおりですが、令和6年度以降につきましても、中長期の収支見通しを踏まえ必要な対応を実施してまいります。

1. 自己改革を実践するための具体的な方針

- (1) 訪問活動や座談会等を通じた「組合員との対話」を実践し、組合員ニーズを的確に把握します。
- (2) 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる取り組みについて、設定した目標の達成に向けて実践具体策を実行いたします。なお実践具体策の進め方については組合員との対話に基づき必要な見直しを行うこととしております。
- (3) 本年度につきましても組合員との対話等を通じて自己改革に対する評価を把握し、自己改革を着実に実践します。

2. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

事業説明会や営農座談会等による正組合員・総代との対話により、自己改革の実践による成果を共有するとともに、いただいた意見を今後の取り組みに反映することといたします。地域農業・地域経済の発展をともに支える准組合員の声もお聞きし、正・准組合員一体での組合運営を目指します。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、直近で把握した正・准組合員の利用状況を検討した結果を踏まえ、引き続き改革の目的である「農業者の所得増大」に繋がるよう取り組みます。

3. 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

当組合では、毎年、成り行きによる将来収支シミュレーションを実施しておりますが、人口減少や高齢化、生産資材調達価格の高止まり等の厳しい外部環境下での取扱高等の減少や、施設の大規模修繕計画による償却等を加味すると令和7年度末に事業利益が大きく減少する見込みとしております。

今後の収支確保に向けては、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設運営による費用削減、信用事業の資金運用効率の改善、共済事業の推進強化と事務コスト削減などの各種改善対策の実践の継続が必要であり、令和5年度に引き続き、健全で持続性のある組合経営の確保に向けて収益性向上対策の検討と実践を進めてまいります。

自己改革工程表（数値編）

重点目標			成果指標・目標値			
農業者の所得増大・農業生産の拡大						
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
収量確保対策チェックリストによる収量増加（コシヒカリ）			想定	売上増加効果		
令和６年度	530kg/10a	10kgあたり1,765円	実績	目標	実績	目標
			474kg/10a (89%)	530kg/10a	524kg/10a (99%)	530kg/10a
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
水田フル活用による2年3作体系の拡大（麦）			想定	売上増加効果		
令和６年度	80ha	10aあたり100,000円	実績	目標	実績	目標
			56ha (102%)	65ha	103ha (158%)	80ha
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
だいこん作付面積の拡大			想定	売上増加効果		
令和６年度	100,000箱	1箱あたり926円	実績	目標	実績	目標
			45,082箱 (64%)	85,000箱	50,735箱 (60%)	100,000箱
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
ルビーロマン商品化率の向上			想定	売上増加効果		
令和６年度	50%	1%あたり35,000円	実績	目標	実績	目標
			43% (107%)	45%	43% (96%)	50%
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
肥料満車直送の取扱い拡大			想定	コスト低減効果		
令和６年度	395 t	1 t あたり4,000円	実績	目標	実績	目標
			420 t (115%)	380 t	399 t (105%)	395 t
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
農薬担い手規格の取扱い拡大			想定	コスト低減効果		
令和６年度	1,025ha	1haあたり2,800円	実績	目標	実績	目標
			1,008ha (108%)	980ha	1,160ha (118%)	1,025ha
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
営農用燃料の取扱い拡大			想定	コスト低減効果		
令和６年度	360kl	1klあたり3,000円	実績	目標	実績	目標
			321kl (100%)	340kl	317kl (93%)	360kl
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
営農用未利用車の買取メリット還元			想定	コスト低減効果		
令和６年度	30台	1台あたり80,000円	実績	目標	実績	目標
			31台 (103%)	30台	24台 (80%)	30台
.....						
			令和４年度	令和５年度		令和６年度
農業資金の供給			実績	目標	実績	目標
令和６年度	農業資金新規実行の拡大		209百万円 (105%)	209百万円	142百万円 (68%)	225百万円
	うち農業法人向け		18百万円 (30%)	65百万円	13百万円 (20%)	71百万円

経営基盤の強化		令和4年度	令和5年度		令和6年度
共同乾燥調製施設の再編整備による経営基盤の強化		実績	目標	実績	目標
令和6年度	共同乾燥3施設の統廃合による経営基盤の強化	調査・検討	調査・検討	調査・検討	実施
店舗運営改善による販売体制の強化		実績	目標	実績	目標
令和6年度	系統関連会社との連携と産直品の取り扱い増加	検討	調査・検討	調査・検討	実施

対話・意思反映			
項目	令和5年度計画	令和5年度実績	令和6年度
担い手との意見交換	延べ100人	延べ158人 (158%)	延べ100人
年金・共済友の会の活性化	イベント開催10回	イベント開催8回 (80%)	イベント開催10回
組合員への訪問活動	延べ1,200先	延べ1,100先 (93%)	延べ1,200先

地域の活性化		令和4年度	令和5年度		令和6年度
支店行動計画による地域交流		実績	目標	実績	目標
令和6年度	ふれあい産直市の開催	年2回 (50%)	年5回	年5回 (100%)	年6回
地域の高齢化に対応する介護サービスの質的向上		実績	目標	実績	目標
令和6年度	専門スタッフの確保	1名 (100%)	—	—	—
	関連資格の取得	2名 (67%)	3名	0名 (0%)	3名

【固定資産処分計画物件】（令和6年度以降）

令和6年度の事業計画における不稼動固定資産の流動化計画物件については次のとおりです。

資産名		所在地（代表地番）	面積（㎡）
1	猫ノ目給油所跡地	羽咋市柳田町や173番地1	847.79
2	鹿島路りんご集荷場跡地	羽咋市鹿島路町12字59番地	1,064.79
3	Aコープ志雄跡地	羽咋郡宝達志水町子浦レ225-2、226、228-1	1,548.78
4	押水支店跡地	羽咋郡宝達志水町今浜ト250	1,333.54
5	邑知支店跡地	羽咋市大町コ14-1	1,041.46

総合収支計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 事業総利益	1,450,500
(1) 信用事業収益	407,529
資金運用収益	371,280
(うち預金利息)	196,470
(うち有価証券利息)	53,220
(うち貸出金利息)	92,220
(うちその他受入利息)	29,370
役務取引等収益	15,190
その他経常収益	21,059
(2) 信用事業費用	70,529
資金調達費用	20,060
(うち貯金利息)	16,970
(うち給付補填備金繰入)	2,000
(うち借入金利息)	40
(うちその他支払利息)	1,050
役務取引等費用	6,300
その他経常費用	44,169
信用事業総利益	337,000
(3) 共済事業収益	447,495
共済付加収入	409,386
その他の収益	38,109
(4) 共済事業費用	37,495
共済推進費	11,000
その他の費用	26,495
共済事業総利益	410,000
(5) 購買事業収益	2,478,810
購買品供給高	2,374,110
修理サービス料	90,400
その他の収益	14,300
(6) 購買事業費用	2,090,310
購買品供給原価	2,000,290
購買供給費	4,400
修理サービス費	6,800
その他の費用	78,820
購買事業総利益	388,500
(7) 販売事業収益	135,400
販売品販売高	25,860
販売手数料	103,090
その他の収益	6,450
(8) 販売事業費用	35,400
販売品販売原価	21,600
その他の費用	13,800
販売事業総利益	100,000

科 目	金 額
(9) 保管事業収益	29,250
(10) 保管事業費用	13,250
保管事業総利益	16,000
(11) 利用事業収益	270,710
(12) 利用事業費用	198,710
利用事業総利益	72,000
(13) 福祉事業収益	207,400
(14) 福祉事業費用	62,400
福祉事業総利益	145,000
(15) 指導事業収入	13,900
(16) 指導事業支出	31,900
指導事業収支差額	△ 18,000
2. 事業管理費	1,322,950
(1) 人件費	917,200
(2) 業務費	124,600
(3) 諸税負担金	42,300
(4) 施設費	232,800
(5) その他事業管理費	6,050
事業利益	127,550
3. 事業外収益	96,508
(1) 受取雑利息	30
(2) 受取出資配当金	54,360
(3) 賃貸料	36,000
(4) 償却債権取立益	118
(5) 雑収入	6,000
4. 事業外費用	16,645
(1) 寄付金	2,145
(2) 賃貸費用	14,500
経常利益	207,413
5. 特別利益	—
6. 特別損失	—
税引前当期利益	207,413
7. 法人税、住民税及び事業税	63,000
8. 法人税等調整額	—
当期剰余金	144,413

※購買事業の購買品供給高及び購買品供給原価については「収益認識に関する会計基準」適用前の金額です。

事業管理費の明細

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
人 件 費	役 員 報 酬	39,120	諸 税 負 担 金	租 税 公 課	35,740
	給 与 手 当	700,800		支 払 賦 課 金	5,000
	うち賞与引当金繰入額	42,000		分 担 金	1,560
	福 利 厚 生 費	170,540		諸 税 負 担 金	42,300
	退 職 給 付 費 用	4,200	施 設 費	減 価 償 却 費	142,000
	役 員 退 職 慰 労 金	—		保 守 修 繕 費	8,500
	役員退職慰労引当金戻入額	—		保 険 料	9,600
	役員退職慰労引当金繰入額	2,540		水 道 光 熱 費	11,800
	人 件 費	917,200		賃 借 料	48,000
				消 耗 備 品 費	2,400
				車 両 費	1,500
				施 設 管 理 費	9,000
業 務 費	会 議 費	2,500		施 設 費	232,800
	接 待 交 際 費	200	そ の 他 事 業 管 理 費		6,050
	宣 伝 広 告 費	2,700			
	通 信 費	4,400			
	印 刷 ・ 消 耗 備 品 費	6,700			
	図 書 ・ 研 修 費	1,400			
	業 務 委 託 費	104,100			
	旅 費	1,400			
	支 店 運 営 費	1,200			
	業 務 費	124,600	合 計		1,322,950

主要な固定資産等の取得計画

(単位：千円)

施 設 名	内 容	予定事業費	備 考
金融共済部	営業店システム一式	17,390	リース取得
	営業店システム展開費用	3,716	
営農部	低温倉庫空調システム	5,500	
	白瀬乾燥場 乾燥機	2,200	
	4 tトラック	4,860	リース取得
	籾殻運搬車	3,900	リース取得
	フォークリフト	3,500	リース取得
	花木精算ソフト	2,524	
	農機工場LED化	2,633	
	押水ライスセンター自主検査装置	9,500	
経済部	R159SS タンクローリー	8,000	リース取得
	太田SS 軽トラック・ゲート付	2,000	リース取得
	JAグリーン 店舗エアコン	2,000	
	資材センター店舗兼事務所	30,000	

第3号議案 定款および定款附属書総代選挙規程の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 令和4年6月の「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」成立により農協法が改正され、「懲役刑」・「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、定款および定款附属書総代選挙規程について所要の文言変更を行う。
- (2) 令和5年4月の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行により、連合会が農業経営を行う場合の会員である当組合の総代会決議が不要となったことに伴い、定款について所要の変更を行う。
- (3) 昨今の個人情報保護意識の高まり等を踏まえ、総代選挙にかかる総代候補者の住所の掲示につき、選挙区の掲示に代える旨、定款附属書総代選挙規程について所要の変更を行う。

2. 変更内容

現行の定款等の一部を「定款変更新旧対照表」「定款附属書総代選挙規程変更新旧対照表」のとおり変更する。

3. 附帯決議案

定款および定款附属書総代選挙規程変更の認可申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任する。

定款変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧	備考
(役員の欠格事由) 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1～6 (略) 7 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u>。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。	(役員の欠格事由) 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1～6 (略) 7 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u>。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）に伴う修正
(総会の決議事項) 第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。 1～16 (略) <u>(削除)</u> 17 組合員の除名 18 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項	(総会の決議事項) 第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。 1～16 (略) 17 <u>農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u> 18 組合員の除名 19 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）に伴う修正
(総会の特別決議事項) 第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。 1～5 (略) <u>(削除)</u> 6 農業の経営を行う法人に係る株式の取得、出資又は出えんであって、当該法人の議決権の過半を占めることとなるもの 7 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更	(総会の特別決議事項) 第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。 1～5 (略) 6 <u>農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u> 7 農業の経営を行う法人に係る株式の取得、出資又は出えんであって、当該法人の議決権の過半を占めることとなるもの 8 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）に伴う修正

附則

- この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 前項の規定にかかわらず、第28条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

定款附属書総代選挙規程変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧	備考
(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1)～(3) (略) (4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。 (候補者) 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推せんすることができない。 ②・③ (略) ④ この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推せんを、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。 ⑤・⑥ (略) (無効投票) 第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。 1 (略) 2 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。） 3～7 (略) (当選の通知等) 第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。	(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1)～(3) (略) (4) 前号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。 (候補者) 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推せんすることができない。 ②・③ (略) ④ この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推せんを、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。 ⑤・⑥ (略) (無効投票) 第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。 1 (略) 2 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。） 3～7 (略) (当選の通知等) 第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）に伴う修正 個人情報保護に配慮し、住所の掲示につき、選挙区の掲示への変更を行う。

附則

- この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

第4号議案 理事及び監事の報酬に関する件

1. 理事の報酬に関する件

昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、令和6年度の理事の報酬については総額2,922万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては、理事会にご一任願いたいと存じます。

なお、理事は18名であります。

2. 監事の報酬に関する件

昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、令和6年度の監事の報酬については、総額990万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては、監事の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、監事は6名（うち員外監事1名）であります

報告事項2 「JAバンク基本方針」の変更について

令和6年6月21日に開催された農林中央金庫通常総代会において、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定めている「JAバンク基本方針」の変更が承認されましたので、定款第40条第2号の定めにより、その内容（概要）について、以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取り組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取り組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取り組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取り組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取り組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 主な変更内容

令和6年6月21日開催の農林中金通常総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

共済監督指針改正等を踏まえ、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という）は共済不祥事件が発生した場合の対処方法を定めた「JA共済不祥事件措置基準」を変更するなど、実効性ある指導の枠組みを整備しています。

こうしたことを踏まえ、JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 共済系統との連携強化に向けた対応

JAバンクシステムの健全性を維持する観点から共済系統との連携を強化するため、以下のとおりJAバンク基本方針に定める。

- a 「JAバンク会員の役割等」に、必要があるときは、全共連と連携を図る旨を定める。
- b レベル格付指定基準（業務執行体制）「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、「共済事業のみの不祥事件であって、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする」旨を追加する。

3. 変更後の「JAバンク基本方針」

別紙のとおり

以 上

別紙	
平成 14 年 1 月 1 日 制定	
平成 14 年 9 月 18 日 変更	
平成 15 年 6 月 26 日 変更	
平成 16 年 6 月 25 日 変更	
平成 17 年 6 月 24 日 変更	
平成 18 年 6 月 27 日 変更	
平成 19 年 6 月 26 日 変更	
平成 20 年 6 月 25 日 変更	
平成 22 年 3 月 26 日 変更	
平成 23 年 9 月 16 日 変更	
平成 25 年 3 月 22 日 変更	
平成 26 年 6 月 25 日 変更	
平成 28 年 3 月 16 日 変更	
平成 30 年 3 月 16 日 変更	
平成 31 年 3 月 14 日 変更	
令和 3 年 3 月 18 日 変更	
令和 4 年 3 月 17 日 変更	
令和 5 年 3 月 16 日 変更	
令和 6 年 6 月 21 日 変更	

J Aバンク基本方針

[系統信用事業の再編と強化にかかる] 基本方針

J Aバンク基本方針：目次

J Aバンク基本方針	73
基本方針別紙体系図	76
別紙 1－1 J A・信連の経営状況に関する報告等	76
2 J A・信連の業務執行体制に関する報告等	77
別紙 2－1 指定基準と経営改善取組内容（財務）	77
2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	78
別紙 3 資金運用制限の内容	79
別紙 4 指定支援法人によるしレベル格付 J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	79
別紙 5－1 会計監査人監査に代わる調査	80
2 事業再編選択 J Aにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	81
別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J Aにかかる支援策と支援 の前提条件	81
別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	82
別表 特定承継会社にかかる本方針の適用	82

J Aバンク基本方針

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 J A・信連、農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかわる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1) の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、J A・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク県本部」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するように指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
(注) 信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取組む。
- (4) 信連は、J Aの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1) の一環として、Ⅲの3 (1) に基づきJ Aから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2) の一環として、Ⅲの3 (1) に基づきJ Aから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

III 「J Aバンク会員」の責務

1 J Aバンクの一体的な事業運営

- (1) J A・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、J Aバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。
 - (1) J A・信連は、J Aバンクにおいて基本とするシステム（J ASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
 - (2) J A・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJ Aバンク業務継続基本要綱を遵守する。
 - (3) (1)および(2)の前提として、J A・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。
- #### 2 J Aバンク全体の安全・効率運用の確保
- J A・信連は、J Aバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。
 - (1) J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、J Aは信連に、余裕金の相当割合を預け入れることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
 - (2) J A・信連は、別途定める相互奨助預金預託基準を遵守する。
 - (3) J A・信連は、別途定める余裕金運用にかかわる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) J A・信連は、J Aバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指導事項等、その他経営状況に関する事項等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJ Aは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
(注) (1) の経営状況に関する報告および (2) (3) の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸付・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかわる基準、業務執行体制にかかわる基準に該当するJ A・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、**別紙2-1**および**2-2**に、資金運用制限の内容は、**別紙3**に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかわる基準に該当するJ・A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかわる基準に該当するJ・A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、J・A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1) の経営改善ルールの発動基準は、**別紙2-1**および**2-2**に、(2) の支援策および支援の前提条件は、**別紙4**に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) J・A・バンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J・A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J・Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、J・A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ・Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、**別紙2-1**および**2-2**に、(2) の支援策および支援の前提条件は、**別紙4**に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJ・A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1) に該当しないJ・Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該J・Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2) の調査の実施基準および内容は、**別紙5-1**に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 富農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJ・A（以下「再編成希望J・A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実施する。
- (2) この場合、J・Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ・Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2) の支援策および支援の前提条件は、**別紙6**に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) J・A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「J・A・バンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「J・A・バンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「J・A・バンク会員名簿」に登録のうえ、組員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「J・A・バンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）

J・A・バンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティ措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J・A・バンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）は、**別紙7**に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、J・A・バンク会員の経営状況等を踏まえ、J・A・バンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

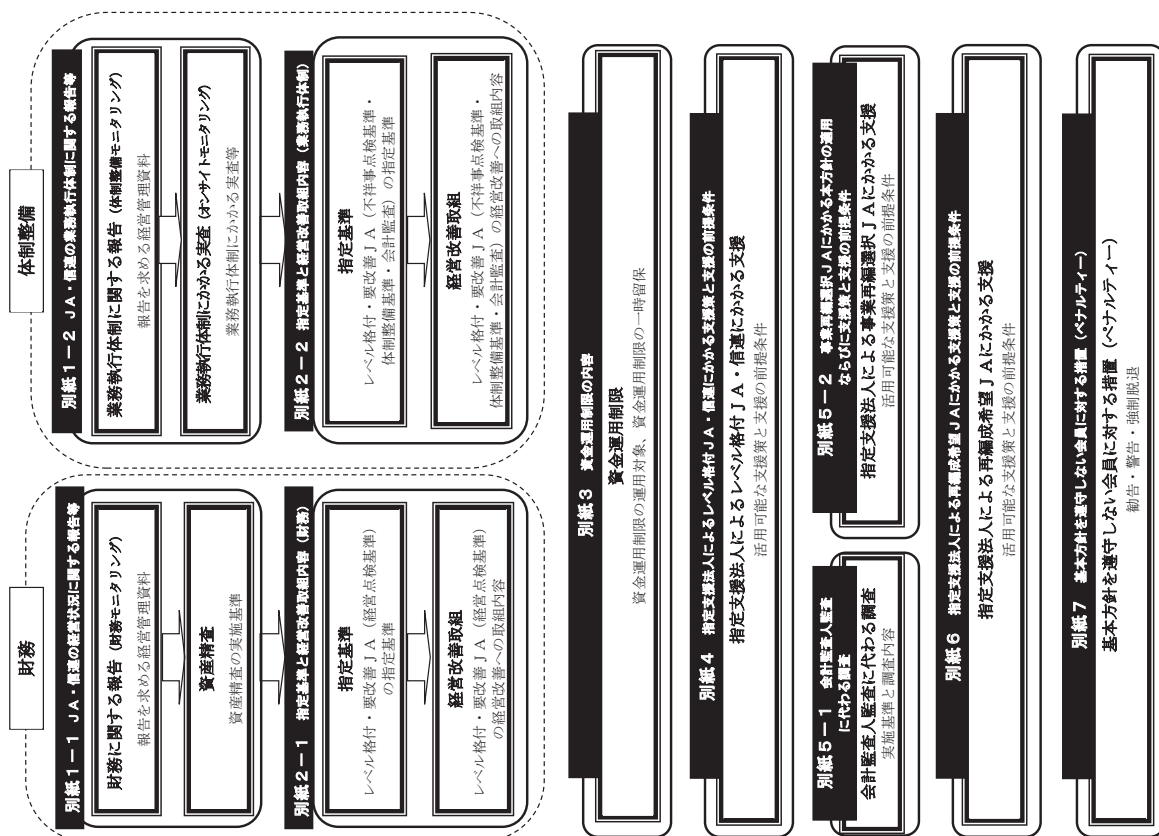
- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかわるJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかわるJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1**、**3-3**の自力再建型資本注入を受けたJ・Aにかかわる基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJ・A・バンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかわるJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJ・A・バンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかわる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかわるJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかわるJ・A・信連の経営状況の報告より適用する。

- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告（業務執行体制にかかわる実査（オンラインモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準）については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以上

- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の要改善JA（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の要改善JA（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）にかかわるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善JA（経営点検基準）に指定を受けているJAには「指定後2年経過」を「1年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成26年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。
- 13 平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年4月1日）より適用する。
- 14 平成30年3月16日付一部変更に伴う、Ⅲの7、**別紙1-1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙1-2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかわる実査（オンラインモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**の指定基準ならびに**別紙5-1**については、平成31事業年度より適用する。
- 15 平成30年3月16日付一部変更に伴う、**別紙4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成30年3月16日時点で既にレベル1、2の指定を受けているJAには「指定後1年以内」を「平成31年3月16日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成30事業年度または平成31事業年度の開始の年において農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規程に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年5月31日までに農林中金に報告したJA（レベル格付の指定を受けているJAを除く。以下「事業再編選択JA」という。）にかかわる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙5-2**による。
- 17 **別紙2-2**にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたJAのレベル格付指定までの猶予期間は、JAベンク健全化要綱において定める。
- 18 平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの3、Ⅲの3、**別紙1-1**、**別紙1-2**の中央会等との連携およびJA全国監査機構協同会にかかわる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。

基本方針別紙体系図



別紙1-1

JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告 (財務モニタリング)

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	- 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 - 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 - 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） - 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	損益・自己資本比率による基礎情報（JA）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づき行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。	
その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統BISシステムを使用した経営状況に関する報告	
JA・信連は系統BISシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統BISシステムによるモニタリングを行う。	

・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合

- 別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合
- 別紙2-1に定める要改善JAの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合
- 以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率		対信用供与額20%以上 70%以上
	(2) 貯蓄率	(3) 特定業種への与信	
有価証券	(4) 大口与信先への与信（JAに限り適用）	中央本部で審議のうえ経営管理委員会 で決定した基準	15%以上 （JAバンク健全化要綱で定める場合 には資産精査を省略できる）
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち管理 先以下）考慮後自己資本比率	（JAについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）	
	(1) 貯蓄率（JAに限り適用）		
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会 で決定した基準	（JAについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(2) 他部門運用（JAに限り適用）		

- 信用事業にかかわる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合
- 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合
- 行政検査を拒否した場合は

別紙 1－2

J A ・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J A ・信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	
○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ J A においては、J A バンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかるとる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。	
行政検査・会計監査人の指摘事項等	
行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの	
不祥事等	
不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合、レベル格付・要改善 J A 制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ J A においては、J A バンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかるとる再発防止策・取組状況について報告する。	
会計監査人	
○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付通正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。	

- ※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。
- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

（1）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定した J A ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

不祥事等が発生・発覚した場合	
➢ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日隠蔽が生じた場合	
➢ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合	
➢ 会計監査人から限定付通正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合	
・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）	
（2）J A は、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。	

別紙 2－1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1－1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるとるに該当する指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と増収にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 %以上～8 %未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 %以上～6 %未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 %未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

＜経営改善取組内容＞

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保精上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかるとる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1－1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレステスト後自己資本比率 8 %未満 （J A にかかるとるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める） は、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間
・ 要改善 J A の指定にあつては、農林中金は信連等と事前協議を行う。	
・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。（共通）	
・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるとるレベル 1・2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A については、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。	

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙2-2
指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙1-2の報告により以下の指定基準に該当するJ・A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準
レベル1	資金運用体制
	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検
	○ 「要改善J・A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善J・A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合 ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J・Aバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注1） ○ J・A・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注2）
	体制整備
	○ 「要改善J・A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
レベル2	会計監査
	○ 法令または定款により会計監査人を置くべきJ・A・信連が会計監査人を充てない後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル3	○ レベル1指定後2年経過しても、格付解除の目処が立たない場合 ○ 経営経緯に支障を来す重大な問題あり

- (注1) J・Aバンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J・A共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善J・Aに指定する。
- (注2) J・A・信連に関連する業務は、J・A・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J・A・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。
- ・ レベル格付の指定を受けたJ・A・信連は、別紙3により資金運用範囲の制限を行う。
 - ・ レベル3の指定を受けたJ・A・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を6か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する
 - ・ 指定を受けたJ・A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。
- ＜経営改善取組内容＞
- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける等
 - ・ 指定を受けたJ・A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J・A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善J・A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙1-2の報告により、以下の基準に該当したJ・Aは、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善J・A（不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善J・A（体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善J・Aの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
 - ・ 指定を受けたJ・Aは、要改善J・A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善J・A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
- ※ レベル格付および要改善J・Aの指定にあたり、別紙1-2の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで6か月間の猶予期間を設ける。この間、該当J・Aは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J・Aについては、J・Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J・Aバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2ー1・2ー2により、レベル格付に指定されたJ A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

	運用対象
レベル 1	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券 ・国債・地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。 ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
レベル 2 3	有価証券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 3	○ 新規与信行為の停止。

(※補)

- 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することとを条件に、資金運用制限の適用を一時留保・修正することができる。
- 係争案件等を抱えるケースで、十分な対算が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することとを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができるとしている。
- その他、J Aにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J Aバンク健全化要綱で定める。
- 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付J A・信連にかかる
支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたJ A・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル1～3)	○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内 ○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル1～3)		○利子補給と同じ
事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
		○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかわる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかわる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	
緊急支援型 (レベル2)		○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後5 年以内に8 %以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
自力再建型 (レベル1～2)	○自己資本比率 4 %超 10%までの範囲内	

資本注入

別紙 5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないＪＡ

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

資金贈与	算用助成 (レベル1～3)	○助成対象：ＪＡ信用事業 譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 5 年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・ 事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○破綻処理 3 原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理 3 原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・ 緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および破綻処理 3 原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・破綻処理 3 原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1～3)	○対象債権：ＪＡ信用事業 譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すこととが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の致損額の 50 %以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 50 %以上を指定支援法人に帰付	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最善であると判断されること
	一部 事業譲渡型※ (レベル1～2)	○期間：10 年以内	

※ 一部事業譲渡型：ＪＡにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについてはＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ＪＡバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5-2
事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに
指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5-1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、
別紙 5-1	当該定款の定めを設けるまでの間 ＜調査の内容＞ ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理能力の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）に ついての J A 代表理事との協議	事業再編が完了するまでの間 ＜調査の内容＞ ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2-2 に記載わらず、事業再編選択 J A については、別紙 1-2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は3年間を上限）	○事業再編にかかる契約について「JA総会決議による承認を受けること」 ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる
支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、 損害担保

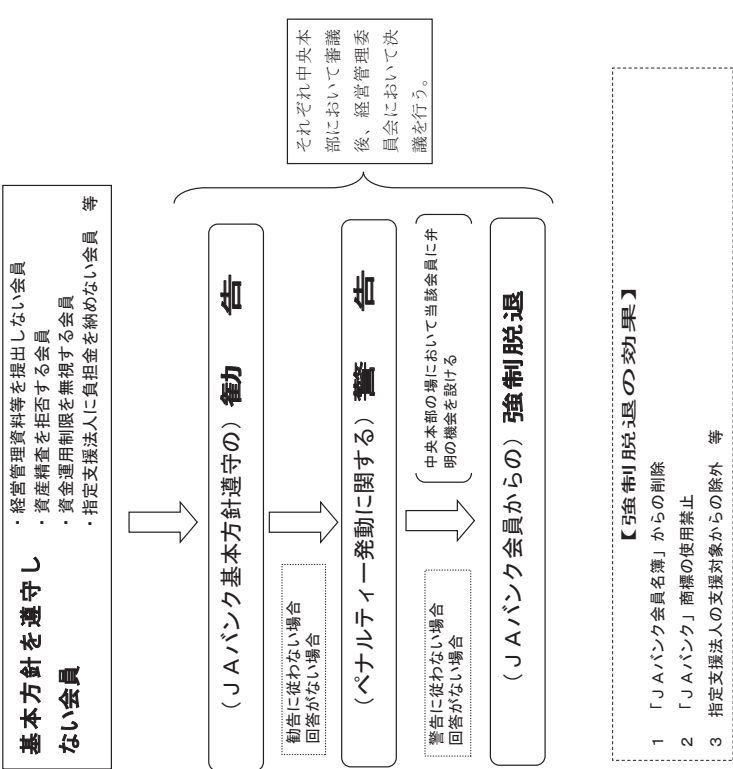
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に 必要な資金の農林中金または信連 からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内	○営農・経済事業に注力することを目的とし た J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践す ること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100 %以内 ○保証料率：0.1 %以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に 進めるために必要かつ相 当な費用（継続的に発生する費用に 対する助成は 5 年間を上限） ○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に 進めるために損害担保を付すことが 必要と認められる農業または関連産 業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 80 %以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、 その 80 %以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	
損害担保		

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 7
基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、基本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



別表
特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
○ I の 1、2、4、5 および 6 ○ III の 1 ○ III の 5 および 6、別紙 2-1、別紙 2-2 ならびに別紙 4 ○ III の 8 および別紙 6 ○ III の 9 ○ 附則 1 6 および別紙 5-2	農林中金とみなして適用する。
○ I の 3 ○ III の 2 (③) を除く	信連とみなして適用する。
○ IV	J Aバンク会員とみなして適用する。

(報告事項3) 株式会社JAサービスの営業報告について

1. 貸借対照表 (令和6年3月31日現在) (単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	127,898,274	【流動負債】	24,159,310
現金及び預金	121,860,523	未払費用	5,009,105
売掛金	4,707,549	未払法人税等	3,485,600
貯蔵品	1,040,649	未払消費税等	2,043,500
前払費用	18,200	葬祭未払金	11,611,243
立金	13,000	預り金	816,862
仮払金	146,353	賞与引当金	1,193,000
	112,000		
【固定資産】	2,512,753	【固定負債】	4,400,000
(有形固定資産)	2,492,753	退職給付引当金	4,400,000
建物	909,000		
構築物	1,650,000	負債の部合計	28,559,310
車両運搬具	1,615,000		
器具備品	11,486,184	純資産の部	
減価償却累計額	3,845,700	科 目	金 額
(投資その他の資産)	△ 17,013,131	【株主資本】	101,851,717
出資金	20,000	資本金	30,000,000
	20,000	(利益剰余金)	71,851,717
		利益準備金	7,500,000
		その他の利益剰余金	64,351,717
		任意積立金	5,000,000
		別途積立金	20,000,000
		繰越利益剰余金	39,351,717
		(うち当期純利益)	15,876,860
資産の部合計	130,411,027	純資産の部合計	101,851,717
		負債及び純資産の部合計	130,411,027

2. 損益計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位: 円)

科 目	金 額		
売上高	234,287,045		234,287,045
売上総利益	108,754,082		108,754,082
営業費用	103,716,282		125,532,963
営業利益			103,716,282
営業外収益			21,816,681
営業外費用		593,480	593,480
経常利益			—
特別損益			22,410,161
特別損失	1		—
税引前当期純利益			1
法人税、住民税及び事業税	6,533,300		22,410,160
当期純利益			6,533,300
			15,876,860

3. 株主資本等変動計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位: 円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
資本金	当期首残高及び当期末残高	30,000,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	7,500,000
	当期変動額 (剰余金の配当)	—
	当期末残高	7,500,000
その他の利益剰余金		
任意積立金	当期首残高	5,000,000
	当期末残高	5,000,000
別途積立金	当期首残高	20,000,000
	当期末残高	20,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	28,474,857
	当期変動額 (剰余金の配当)	△ 5,000,000
	当期純利益	15,876,860
	当期末残高	39,351,717
利益剰余金合計	当期首残高	60,974,857
	当期変動額	10,876,860
	当期末残高	71,851,717
株主資本合計	当期首残高	90,974,857
	当期変動額	10,876,860
	当期末残高	101,851,717

(報告事項4) 株式会社JAアグリはくいの営業報告について

1. 貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	117,246,445	【流動負債】	17,901,512
現金及び預金	108,662,117	未払費用	6,011,008
前払費用	547,069	未払法人税等	3,498,300
未収収益	6,642,343	未払消費税	2,502,800
預け金	1,349,016	預り金	316,404
リサイクル料	45,900	農業経営基盤化準備金	5,573,000
【固定資産】	383,937,485	【固定負債】	121,075,333
(有形固定資産)	363,651,485	長期借入金	45,765,333
構築物	37,665,553	退職給付引当金	5,310,000
機械装置	673,826,881	資産除去債務	70,000,000
車両運搬具	18,820,086		
工具器具備品	175,905	負債の部合計	138,976,845
減価償却累計額	△ 379,735,940	純資産の部	
建設仮勘定	12,899,000	科 目	金 額
(無形固定資産)	20,276,000	【株主資本】	364,620,200
借地権	20,276,000	資本金	100,000,000
(投資その他の資産)	10,000	その他資本剰余金	395,000,000
出資金	10,000	(利益剰余金)	84,120,200
		その他利益剰余金	84,120,200
		繰越利益剰余金	84,120,200
		繰越利益剰余金	84,120,200
		(うち当期純利益)	6,222,860
		自己株式	△ 214,500,000
【繰延資産】	2,413,115	純資産の部合計	364,620,200
太陽光発電設備の系統連系	2,413,115	負債及び純資産の部合計	503,597,045
資産の部合計	503,597,045		

2. 損益計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位: 円)

科 目	金 額		
売上高	144,823,717	144,823,717	144,823,717
売上総利益	43,220,274	43,220,274	43,220,274
営業利益	92,017,550	92,017,550	92,017,550
営業外収益	755,921	755,921	755,921
経常利益	755,921	755,921	755,921
特別利益	1,889,471	1,889,471	1,889,471
特別損失	1,889,471	1,889,471	1,889,471
税引前当期純利益	5,143,600	5,143,600	5,143,600
法人税、住民税及び事業税	5,143,600	5,143,600	5,143,600
当期純利益	5,143,600	5,143,600	5,143,600

3. 株主資本等変動計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位: 円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
資本金	当期首残高	100,000,000
	当期末残高	100,000,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	当期首残高	395,000,000
	当期末残高	395,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	当期首残高	77,897,340
繰越利益剰余金	当期純利益	6,222,860
	当期末残高	84,120,200
利益剰余金合計		
	当期首残高	77,897,340
	当期変動額	6,222,860
	当期末残高	84,120,200
自己株式		
	当期首残高	△ 214,500,000
	当期末残高	△ 214,500,000
株主資本合計		
	当期首残高	358,397,340
	当期変動額	6,222,860
	当期末残高	364,620,200

JAはくいオリジナル商品

ハトムギは古来から漢方薬の一つとして利用されてきました。高脂血症や発ガン予防など医学的効果が注目されています。さらに美白・保湿の効果があるといわれ、アンチエイジングに効果を発揮するとも言われています。

そんなハトムギを栽培しているJAはくいでは、ハトムギを使った様々な商品開発に取り組んでいます。



1 はとむぎ加賀棒茶

伝統製法の加賀棒茶と能登産の皮ごと
はとむぎ
石川自慢のマリアージュ
いつもあなたのお手元に

JAはくい管内で生産された殻ごと焙煎したハトムギと宝達志水町の醤油
谷製茶で本製品用に特別に焙煎された棒ほうじ茶「加賀棒茶」をブレンドし、
双方の味わい・良さを極限まで引き出しました。

2 能登 まるごととはとむぎ茶

里山里海の自然ゆたかな恵みを
深煎りにしました！

「世界農業遺産」に認定された能登の里山里海。
その地にある宝達山のふもとで育まれたハトムギを贅沢に使用。
ほんのり深煎りにして、なめらかな口当たりとやさしい香ばしさのある能
登のはとむぎ茶が誕生しました。
ノン・カフェインなので、小さなお子様にも安心です。

3 能登 まるごととはとむぎ茶

ティーバッグ
きれい・健康は毎日の習慣から！
ご家族みなさんお勤めです

ハトムギの5大効果「美肌効果・デトックス効果・アレルギー抑圧・整腸
作用・腫瘍抑制作用」が期待できます。
能登産ハトムギの殻・皮・子実の全てを使用し、独自の焙煎方法により香
ばしく仕上げたハトムギ100%のお茶です。
ご家族みなさんの健康維持にお勧めな飲料です。

4 能登はとむぎ焼酎 神宝天女 天女の涙

石川県能登で作られた
優しい味わいの本格はとむぎ焼酎

ハトムギを原料とした焼酎は、石川県では初めての試み。
ハトムギと大麦のバランスのとれた優しい味わいの焼酎は、すっきりとした
さわやかな飲み口で、麦の自然な甘みがひろがります。
2014年10月に三年熟成「天女の涙」を発表しました。ゆっくりと熟成さ
せたことで、より香り高くまろやかな味わいに。

5 自然派はとむぎ化粧品 みたから天女

●化粧水 ●クリーム
“毎日使ものだから”女性の声で作られた
国産無添加はとむぎ化粧品です

JAはくいでは女性職員10名でプロジェクトを立ち上げ、2011年6月
「自然派はとむぎ化粧品“みたから天女”」を開発しました。
世界農業遺産の地・能登でとれたハトムギを惜しみなく配合した天女シ
リーズは、「無添加・無着色・ノンパラベン・石油系界面活性剤不使用」の
自然派化粧品です。

6 まるごととはとむぎ

美肌に良いとされるハトムギの殻・皮・子実の全てを焙煎し粉末にしたハト
ムギ全粒粉です。ヨーグルトやスムージー、味噌汁などに混ぜていただくこ
とで、ハトムギの栄養をまるごと吸収することが出来ます。

7 はくいブラウンライス

減肥料、減農薬の能登米に、無肥料無農薬の自然栽培米を1割混ぜることで、
より深い味わいになっています。世界農業遺産に設定された自然豊かな能
登はくいの地で、丁寧に育てられたお米を、独自の圧力技術で美味しく炊
き上げた玄米を電子レンジで温めるだけで手軽に召し上がれる玄米パック
ごはんです。

